税務訴訟資料 第260号-88 (順号11444)

岡山地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件 国側当事者・国(岡山西税務署長) 平成22年5月25日一部認容・控訴

判

原告 A株式会社

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 谷川 勝幸

余傳 一郎

永井 一郎

同補佐人L

被告

同代表者法務大臣 千葉 景子

同指定代理人 大原 高夫

重田 勉 池永 真

中島 ひとみ

安藤 直人

林 嗣朗

赤堀 貴美

長尾 俊貴

沼田 美之

高木 幸典

処分行政庁 岡山西税務署長

主

- 1 岡山西税務署長がした別紙更正等目録記載の各処分中、次の各処分を取り消す。
 - (1) 同目録記載1の(1)、(2)の各処分
 - (2) 同目録記載2の(1)の処分
 - (3) 同目録記載2の(2)ないし(4)の各処分
 - (4) 同目録記載2の(5)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額129万4500円を超 える部分
 - (5) 同目録記載2の(6)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額25万5000円を超える部分
 - (6) 同目録記載2の(7)ないし(10)の各処分
 - (7) 同目録記載2の(11)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額94万8500円を超 える部分
 - (8) 同目録記載2の(12)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額74万3000円を超

える部分

- 2 原告のその余の各請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。

事実及び理由

第1 請求

岡山西税務署長がした別紙更正等目録記載の各処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、原告の取締役大阪支店長であった乙が「B」の名義で行った不正取引(以下「本件不正取引」という。)に関し、同取引は原告の取引であり、原告には、これによる仕入金額の水増し、売上げ除外等及び架空損金の計上があったとして、岡山西税務署長が原告に対し、平成8年9月期ないし平成14年9月期の各事業年度に係る法人税の各更正処分(以下「本件各法人税更正処分」という。)、平成8年9月ないし平成14年9月の各課税期間に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の各更正処分(以下「本件各消費税等更正処分」という。)、上記法人税及び消費税等の各重加算税賦課決定処分(以下、それぞれ「本件各法人税賦課決定処分」、「本件各消費税等賦課決定処分」という。)並びに上記各事業年度に係る青色申告承認取消処分(以下「本件青色申告承認取消処分」という。)をしたことから、原告がこれらの各処分(以下「本件各処分」という。)を違法として、その取消しを求めた事案である。

なお、平成10年9月期の事業年度に係る法人税の更正処分は、国税不服審判所の裁決により 全部取り消されたため、本件訴訟の対象とならなかった。

2 前提事実

当事者間に争いがない事実に加え、証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が容易に認められる。なお、以下、証人乙、同丙及び同丁の各証言(以下、順次「乙証言」、「丙証言」及び「丁証言」という。)及び原告代表者甲の尋問の結果(平成21年8月25日と同年10月13日にそれぞれ尋問実施)を引用するときは、それぞれ「乙調書」、「丙調書」、「丁調書」、「甲調書①」(同年8月25日実施分)及び「甲調書②」(同年10月13日実施分)と略記して各証言ないし供述の当該箇所を特定することとする。

(1) 当事者等

ア 原告は、建設産業機械及び車両の販売整備、建設機械及び工業用・運搬用産業機械の輸出 入業等を目的とする株式会社であり、設立の年月日は昭和36年9月2日、平成17年10 月19日時点における資本の額は4834万円である。原告の代表取締役は、遅くとも昭和 の末年ころから甲(昭和16年11月4日生、以下「甲」という。)が務めている(甲56、 乙97ないし103)。

原告は、平成元年、大阪市に大阪営業所を設置し、平成7年12月22日、これを大阪支店に改組した上、登記上も同支店の設置を明らかにした(以下、特に必要のない限り、営業所時代を含めて「大阪支店」という。)。大阪支店の主たる業務は、中古建設機械の輸出取引であり、同支店は、これに関する仕入先や売却先との価格交渉等の業務全般を担当していた(甲31の3頁、56、乙99、甲調書②8、9項)。

イ 乙(昭和23年4月6日生、以下「乙」という。)は、昭和50年2月に原告に入社し、 その後、主として貿易部門の仕事を担当した後、平成元年に大阪営業所が設置された際、そ の営業所長を務め、これが大阪支店に改組された後は支店長(以下、特に必要がない限り、 営業所長時代を含めて「支店長」という。)を務め、同支店の総責任者として、同支店が行 う中古建設機械の輸出取引を統括していた。

また、乙は、同年11月30日、原告の取締役に就任し、大阪支店において、取締役支店 長の肩書きで業務を行っていたが、岡山西税務署長が平成15年2月から部下に命じて実施 した税務調査(以下「本件税務調査」という。)により、乙及びその指示を受けた原告大阪 支店の従業員(以下「乙ら」という。)による本件不正取引が発覚したため、平成16年2 月14日、取締役を解任された上、減給30パーセントの処分を受け、平成19年5月27 日、懲戒解雇された(甲56、乙97ないし105、乙調書1項以下、159項以下)。

- ウ 丁(昭和4年8月31日生、以下「丁」という。)は、昭和45年に株式会社Kを退職したころから神戸市において、「B」との商号でレッカー車を中心とする中古建設機械等の販売業を営んでおり、遅くとも昭和54年ころから原告とも取引をしていたが、平成17年2月27日、長田税務署長に対し、平成15年1月1日をもって廃業した旨の届出をした(甲55、乙211、丁調書1項以下、153項以下、弁論の全趣旨)。
- (2) 本件不正取引について
 - ア 乙らによる本件不正取引は、次の三つの態様に大別される(争いがない。)。
 - (ア) Bが仕入れ、原告に売却した機械(以下「本件A機械」という。)に係る取引(以下「本件A取引」といい、原告のBからの仕入れを「本件機械仕入」という。)
 - (イ) Bが仕入れ、原告以外の第三者に売却した機械(以下「本件B機械」という。)に係る取引(以下「本件B取引」といい、Bによる売上先を「本件B売上先」といい、その売上げを「本件B売上」という。また、本件A取引と本件B取引におけるBの仕入先を「本件B仕入」という。)
 - (ウ) 原告がBから仕入れた部品又は修理・運送等の役務の提供に係る取引(以下「本件部品仕入等」という。)
 - イ Bの名義で原告に宛てて発行された請求書には、手書きで記載されたもの(以下「本件手書き請求書」という。)と機械印字されたもの(以下「本件機械印字請求書」という。)の二種類がある。
 - (ア) 本件手書き請求書(乙1の1ないし5、2の1ないし9)には、振込先口座として、いずれも丁名義に係る①C信用金庫神戸西支店当座預金口座(口座番号)、②D銀行(現D銀行)新多聞支店普通預金口座(口座番号)フは③E銀行(現E銀行)長田支店普通預金口座(口座番号)の各口座が
 - (イ) 本件機械印字請求書(乙3のないし39、4の1ないし35、5の1ないし11、6の1ないし12、7の1ないし21、8の1ないし17、9の1ないし21)には、振込先口座として、いずれも丁名義に係る①F銀行(現F銀行)兵庫支店普通預金口座(口座番号)(以下「本件兵庫支店口座」という。)又は②F銀行(現F銀行)新大阪支店口座(口座番号)(以下「本件新大阪支店口座」といい、本件兵庫支店口座と併せて「本件各丁名義口座」という。)の各口座が(乙112ないし114、218、なお、これらの請求書中、本件新大阪支店口座は、平成8年5月17日付けの乙3の26が初出である。)

それぞれ記載されている。

本件手書き請求書は、丁が作成したものであり、その振込先口座である上記(ア)の丁名 義に係る各口座は、いずれも丁の個人用の口座である。

また、本件機械印字請求書は、乙らが作成したものであり、その振込先口座である本件 各丁名義口座は、いずれも本件不正取引に使用された口座であり、同取引に係る入出金が 記帳されている。なお、本件機械印字請求書は、いずれも本件A取引及び本件部品仕入等 に係る請求書である(乙104ないし106、108ないし110、弁論の全趣旨)。

- ウ 本件不正取引に使用された本件各丁名義口座の入出金状況は、次のとおりに整理される (次の各別表記載の各証拠、乙112ないし114、218、弁論の全趣旨)。
 - (ア) 本件A取引関係

別表1「本件機械仕入の内訳」のとおりである。

(イ) 本件B取引関係

別表2「本件B売上及び本件B仕入の内訳」のとおりである。

(ウ) 本件部品仕入等

別表3「本件部品仕入等の内訳」のとおりである。

- 3 課税処分等の経緯及び税額等に関する被告の主張
 - (1) 課税処分等の経緯
 - ア 法人税関係

原告の平成8年9月期(原告の事業年度は、毎年10月1日から翌年の9月30日までである。)ないし平成14年9月期の各事業年度の法人税に係る確定申告、修正申告、本件各法人税更正処分、本件各法人税賦課決定処分、不服申立て等の経緯、裁決の結果は、別表4のとおりである。

イ 消費税等関係

原告の平成8年9月ないし平成14年9月の各課税期間の消費税等に係る確定申告、修正申告、本件各消費税等更正処分、本件各消費税等賦課決定処分、不服申立て等の経緯、裁決の結果は、別表5のとおりである。

ウ 本件青色申告承認取消処分

岡山西税務署長は、平成15年12月18日付けで、平成9年9月期以後の法人税の青色 申告承認の各取消処分(本件青色申告承認取消処分)をした。

(2) 税額等に関する被告の主張

上記期間の各事業年度における法人税の税額等に関する被告の主張は、別表6のとおりである。

また、同期間の消費税等の税額等に関する被告の主張は、別表7のとおりである。

- 4 争点及び争点に関する当事者の主張
 - (1) 本件A取引及び本件B取引の法律上の効果の帰属

(被告の主張)

本件A取引及び本件B取引の法律上の効果は、原告に帰属する。

ア 本件A取引及び本件B取引に係る売買代金の支払や入金については、本件各丁名義口座が利用されていたが、同口座は乙が管理しており、本件A機械及び本件B機械の仕入代金の支払や売買代金の集金も乙が行っていたこと、乙は、自身が支店長を務める原告大阪支店を本件A機械及び本件B機械の譲渡関係書類の送付先とし、これを自ら管理していたこと、本件

A機械及び本件B機械の代金を本件B仕入先に支払うための振込依頼書も乙が作成していたこと、本件A取引及び本件B取引の中には、乙らが営業を行って契約に至ったものがあること、乙らが本件B仕入先から直接本件A機械ないし本件B機械の譲渡関係書類を受領していたことが証拠上明らかなものが存在すること、Bが買主となっている本件B仕入に係る売買契約書の中には、丁が使用したことのない様式による売買契約書が存在することからすると、本件A取引及び本件B取引に丁はまったくないしはほとんど関与しておらず、乙が主体的にこれを行っていたことは明らかである。

- イ 乙とBとの関係は、乙が丁に代わってBの売買契約を締結する権限を与えられていたものではない。乙は丁に対し、本件各丁名義口座の管理状況や本件A取引及び本件B取引についての報告をほとんどしていないこと、丁がBを廃業した後もBの名義を用いて株式会社G(以下「G」という。)との間でBを買主とするクレーンの売買契約を締結していることからすると、Bに売買契約の法律上の効果を帰属させるために乙がB名義で取引を行っていたのでないことは明らかであって、乙と丁との間では、単に乙がBの名称を使用することのみが許諾されていたというにすぎない。
- ウ 他方、乙は、原告大阪支店の毎月の営業ノルマである1億円の売上げを達成するため、取引先に支払うバックリベート等の原資とする裏金を必要としており、その資金調達の一環として本件A取引及び本件B取引を行っていたのであって、あくまでその取引の効果は原告に帰属するものと認識しており、本件B仕入先とは主として乙が原告の大阪支店長の立場で取引を行っていたこと、そのため、本件B仕入先も、納入先は原告であると認識し、書類上、Bを買主としていたにすぎないことは明らかである。
- エ 以上に加え、原告の輸出取引は、大阪支店設置後は同支店のみでこれを取り扱っており、中古建設機械等の輸出取引に精通している者が大阪支店に配置されていたことから、取引先の選別、価格交渉及び売買契約等は、すべて大阪支店が担当していたこと、乙は、原告の取締役であるとともに、大阪支店の業務を統括する支店長であり、中古建設機械の貿易関係者の間では、原告の大阪支店長として知られた存在であったこと、乙は、本件税務調査により、本件不正取引が発覚した後も、引き続き原告の取締役として、以前と同程度の報酬を得て、中古建設機械の輸出に係る業務に従事しているなど、原告における極めて重要な地位を占めていたこと、原告における中古建設機械の仕入れに係る決裁は、代表者の甲の承認をもって売買契約が成立するというものであったが、大阪支店における中古建設機械の仕入れの決裁に関しては、上記のとおり、仕入先と売上先の選別、価格交渉及び売買契約等のすべてが大阪支店に任されており、そのため、仕入伺書及び受注伺書の9割は事後決裁であったことなどからすれば、甲ないし原告本社の決裁を受ける前に、仕入れに係る売買契約は、売買価格等を含めて大阪支店長である乙の判断において締結されていたことは明らかである。

以上のように、甲ないし原告本社の決裁は名目的なものであるから、大阪支店における中 古建設機械取引は乙に任されており、実質的に同人の判断によって行うことが認められてい たのであるから、同人は、原告から大阪支店の中古建設機械の取引に係る包括的な代理権を 授与されていたというべきである。

オ 仮に、乙に大阪支店における中古建設機械の取引に係る包括的な代理権が認められないと しても、乙は、平成17年法律第87号による改正前の商法(以下「旧商法」という。)4 3条1項にいう「番頭、手代その他営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けたる 使用人」に当たり、大阪支店における同取引につき、一切の裁判外の行為をなす権限を有していたのであって、原告がこれに制限を加えていたとしても、同条2項により、善意の第三者に対抗することはできない。

- カ さらに、乙は、原告の取締役大阪支店長であり、その肩書きをもって本件A取引及び本件 B取引を行っていたのであるから、旧商法42条1項にいう「本店又は支店の営業の主任者 たることを示すべき名称を附したる使用人」として、本店又は支店の支配人と同一の権限、 すなわち、営業主に代わって裁判外の行為をなす権限(旧商法38条1項)を有するものと みなされる。
- キ なお、仮に乙が本件不正取引による収益の一部を個人的に費消したとしても、それは原告 に帰属する財産を乙が横領したものであり、当該収益を原告の益金として、横領された金額 を原告の損金として、乙に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を原告の益金としてそれ ぞれ計上するのが相当であるから、原告の収益に影響はない。

また、内国法人の所得金額の計算上、損金の額に算入できる支出は、当該法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならず、支出のうち、その使途が不明で、業務との関連性の有無が明らかではないものは、損金の額に算入することはできない。本件において、乙は、本件各丁名義口座に蓄積された本件機械仕入等に係る資金は、支出先を明らかにできない手数料、接待交際費等の原告の営業経費の支払に用いられた旨を供述するが、これによっても、その支出の相手方や使途が不明で、業務との関連性が明らかにされておらず、当該課税所得計算の正当性や客観性等を検証することができないため、損金の額に算入することはできない。

原告は、本件A取引及び本件B取引を認識していないから、これによって生じた利益の使途を秘匿する意図は有していない旨を主張するが、原告代表者である甲は、乙の業務執行を監視し、これが適正に行われるよう監督する必要があるところ、大阪支店の管理運営を乙に任せ、乙らの本件不正取引を長期間放置し、監視・監督義務を果たさなかった。したがって、甲は、監視・監督義務を懈怠し、職務を行うにつき、重大な過失があったから、本件A取引及び本件B取引によって生じた利益を認識していない、又はその使途を秘匿してはいないなどと主張することはできない。

ク 原告の主張に対する反論

原告は、本件A取引によって利益を享受していないから、これは原告の取引ではなく、丁 又は乙個人の取引である旨を主張する。

しかし、所得等の課税物件の帰属について名義と実体、形式と実質とが一致していない場合に課税物件の帰属をどのように考えるかという点ついて、法人税法11条は実質所得者課税の原則を定めている。そして、実質所得者課税の原則については、課税要件該当性は私法上の法律関係を前提に判断すべきであるし、経済上の帰属関係を判定することは多くの困難を伴い、私法上の真正な法律関係に即して帰属を判断することによって法的安定性・予測可能性に資することになるのであるから、課税物件の法律上の帰属者とみられる者と真実の法律上の帰属者とが相違している場合には、実質に即して帰属を判定すべきと考えるべきである(法律的帰属説)。そして、丁は、乙がBの名称及び本件口座を使用することは承諾しているが、乙によるB名義を用いた取引にはなんら関与しておらず、その取引内容も認識していないこと、乙にBの売買の代理権を授与しておらず、単に上記名称及び口座使用の対価と

して一定額の金員が乙から丁に支払われていたというにすぎないのであるから、本件A取引及び本件B取引は、丁個人の取引とはいえない。また、これらの取引は、原告の取引において必要とされるバックリベート等の資金を確保するため、Bの名義を介在させたにすぎないものであり、また、大阪支店の機器・備品及び従業員を用いて組織的に行われたものであるから、その費用に対応する収益が費用収益対応の原則から原告が計上すべきであること、取引回数が多く、取引期間も長く、取引額も大規模なものであるから、乙が個人取引として行うことは困難であること、当該取引により確保された金員の多くは原告の中古建設機械取引のための裏金、手数料及び大阪支店の接待交際費等の営業経費に使用されていること、原告が乙を業務上横領罪で告訴していないことからすると、乙個人の取引ではなく、原告の取引であることは明らかである。そうすると、仮に原告が本件A取引ないしは本件B取引において利益を享受していないとしても、これらが丁又は乙個人の取引であるとは認められない。(原告の主張)

本件A取引及び本件B取引の法律上の効果は、丁又は乙個人に帰属し、原告には帰属しない。 ア 本件A取引及び本件B取引の実態は、乙においては自己の遊興費を得るため、丁において は自己の生活費等を得るため、そして、本件B仕入先においては取引に係るバックリベート を得るため、こもごもBが取引の当事者となることを了知してこれらの取引を行ったもので あり、これによって、乙は遊興費を、丁は生活費を、本件B仕入先はバックリベートをそれ ぞれ得た。

これに対し、原告は、仕入伺書及び受注伺書を決裁し、これに基づいて本件各丁名義口座に代金等を送金していたのであり、原告が享受した利益は、本件A取引に係る転売代金とBへ支払った代金の差額のみであって、これ以外に乙から利益の送金等を受けたことはない。そして、これらの取引を行うため、丁は、乙に対し、Bの名称及び本件各丁名義口座の使用を許諾し、その対価を得ていたのであって、原告に対して本件各丁名義口座の使用を許諾してはいない。また、原告は、取引に当たってバックリベートを仕入先に支払うことはないし、原告における取引においては、担当者が作成した仕入伺書及び受注伺書を原告本社に送付し、甲が直接その決裁をすることによってこれを行うものとされており、甲が決裁をしなかった場合には、当該取引はされず、仕入先への送金もされることはない。そのため、乙は、本件B仕入先から取引に当たってバックリベートを要求された場合、原告を買主とすることができないため、本件B仕入先に依頼してBを仕入先としてもらって取引をしていたのであり、この場合、本件B仕入先も、本件A機械ないしは本件B機械を売却することができ、その際、上記リベートを得ることができれば、取引先がどの会社であるかは問題としていなかったのである。

本件A取引及び本件B取引は、上記のような実態を有するものであるところ、丁は、本件各丁名義口座の一つを自ら解約したときには、その口座残高700万円を収受しているのであるから、乙がした本件各丁名義口座を利用したB名義の取引の法律上の効果がBに帰属すると認識していたはずであるし、送られてきた本件A取引、本件B取引及び本件部品仕入等の請求書の内容を確認し、乙が大きな取引をしている旨の認識を有していたほか、乙に対して情報を提供し、本件不正取引に係る営業行為もしていた。また、丁は、乙から上記各取引について概略の説明・報告を受けていた上、丁と乙との間では、これらの取引はBのものであるから、これに関しては、丁が税務申告をしなければならないと認識していたというので

あり、丁が乙に対し、中古建設機械取引について、一切の限定をせずにBの名称使用を許諾していたことからすれば、丁は乙に対し、本件A取引及び本件B取引に係る包括的な代理権を授与していたことは明らかである。また、仮に代理権が授与されていたとは認められないとしても、民法109条に係る代理権の表示はされており、同条により、本件A取引及び本件B取引の法律上の効果はBに帰属する。

これに対し、乙が原告大阪支店長であるとしても、このことのみから原告に本件A取引及 び本件B取引の法律上の効果が原告に帰属するということはできない。

また、仮に乙による丁の代理行為が無権代理行為であったとしても、丁は、乙と年に2回程度会い、また、10日に1度程度の頻度で本件A取引及び本件B取引について説明、報告を受けており、この説明・報告を受けても、丁は乙に対するBの名称の使用許諾を撤回することなく、継続して乙から金員を受領し続けていることからすれば、丁は本件A取引及び本件B取引に係る乙の無権代理行為を追認していたといえる。

そして、この追認の相手方は乙であるが、本件B仕入先や本件B売上先は本件A取引及び本件B取引の当事者がBであると認識していたのであるから、民法113条2項本文も適用されない。

したがって、本件A取引及び本件B取引に係る法律上の効果は原告に帰属せず、丁に帰属する。

イ 被告の主張に対する反論

Bの名義の取引に係る交渉や契約手続等の関与者が乙らであったとしても、乙は、丁の代理人なのであるから、これは当然の結果であり、乙らが上記交渉や契約手続等に関与しているからといって、本件A取引及び本件B取引の法律上の効果が直ちに原告に帰属することにはならない。

また、丁がBの廃業届出書を長田税務署に提出したのは平成17年2月27日であるし、Bの廃業後にBの名義を用いて行った取引の相手方であるGの工場長は、乙を知らないのであるから、この取引を行った事実から乙がBの取引であるとの認識を有していなかったということはできない。

乙は、本件不正取引を行った動機を原告の営業経費の捻出であった旨証言するが、自己保身の証言である。乙は、本件A取引及び本件B取引によって生じた差額の多くを遊興費に充ていたのである。

乙らによる本件不正取引が発覚した後にも原告が懲戒処分をしなかったのは、乙の懲戒事由を把握すべく、岡山西税務署に対して書類の提出を求めたにもかかわらず、同税務署がこれに応じなかっため、必要な証拠を入手できなかったことによる。そして、懲戒事由の立証ができるようになるまでの間、原告は、乙に対し、取締役を解任した上、30パーセントの減給処分をしたのであるから、乙が原告において極めて重要な人物であった旨の被告の主張は当たらない。

仕入伺書に添付されていた請求書の日付けが原告代表者による決裁日以前になっていたことは、原告の取引はできるだけ在庫を保有しないようにするという方針の下で行われているため、仕入れと売却を同時に行ない、そのため、支払期限が短いため、決裁直後に支払う必要があるからであり、請求書が仕入伺書に添付されていたり、その日付けが決裁よりも前とされていることから、本件機械仕入が決裁前に契約されているとか、乙に対して原告が本

件A取引及び本件B取引に係る包括的代理権を与えていたとはいえない。仮に乙がこれを有していたとしても、乙は、あくまでBの名義をもって取引を行っているのであるから、これによって直ちにこれらの取引の法律上の効果が帰属することはない。

被告は、本件A取引及び本件B取引について、旧商法43条1項ないしは42条1項が適用される旨主張するが、乙は支店長にすぎず、支配人ではないから、これらは適用されない。

B名義の取引による法律上の効果、収益は、原告ではなく、丁又は乙個人に帰属するのであるから、乙は原告に対して背任を行ったのであって、同人が個人的に流用したB名義の本件A取引及び本件B取引に係る収益は、損金の額に算入されるべきである。この点、使途不明金については、これを損金算入しない旨定めた通達があるが、通達は、国民に対して拘束力を有する法規ではなく、裁判所もこれに拘束されるものではないし、本件A取引及び本件B取引から生じる法律効果及び経済的効果は原告には帰属していない。

さらに、原告は、本件A取引及び本件B取引について、その取引内容を秘匿していないし、 その使途を秘匿する故意も有していなかった。また、岡山西税務署長は、被告による再三の 調査の申入れに対し、これをしないまま本件各処分を行ったのであり、原告による使途秘匿 行為によって乙のいう営業経費が費用に当たるか否かが不明になったわけではない。そして、 本件A取引及び本件B取引については、本件B仕入先とBとの間の売買契約書や本件B売上 先からのBに対する請求書及びBから原告に対する請求書等が存在するのであるから、仮に 被告主張のとおり、乙が差額金を原告の営業のために用いていたというのであれば、この支 出は原告にとって費用性を有しているのであるから、損金の額に算入することができる。

(2) 本件部品仕入等を原告の損金の額に算入することの可否

(被告の主張)

本件部品仕入等に係る請求書は、乙によって作成された機械印字のものであり、これによる 入金は乙が管理する本件各丁名義口座に原告が振り込む方法でされ、同口座に蓄積されている。 この本件部品仕入等は、乙が表にできない仕入れに係る手数料及び紹介料の資金を作るため に、原告大阪支店従業員の協力を得て、実態のない仕入れを計上し、本件各丁名義口座に振り 込んでいたもので、架空の取引であることは明らかである。

そして、前記(1)(被告の主張)エないしカのとおり、乙は、原告大阪支店の中古建設機械 取引に係る包括的な代理権を有し、又は旧商法43条1項に基づく一切の裁判外の行為をなす 権限ないしは旧商法42条1項・38条1項による営業主に代わりて裁判外の行為をなす権限 を有しており、本件部品仕入等に係る取引はその権限の範囲内に属するものであるから、本件 部品仕入等は、乙が原告の裏金等を捻出するためにBの名称を用いて架空取引を原告とBとの 正当な取引であるかのごとく仮装したものであり、原告の損金の額に算入することができない。 (原告の主張)

前記(1)(原告の主張)アのとおりであるし、本件部品仕入等が架空取引ではないのであるから、本件部品仕入等の法律上の効果はB及び乙個人に帰属することは明らかである。したがって、原告が支払った代金は経費として損金の額に算入される。

(3) 税務調査上の違法

(原告の主張)

本件は、多額な増額更正処分であり、国税通則法24条所定の「その他当該課税標準等又は 税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申請書に係る課税標準等 又は税額等を更正する。」に該当すること、Bと本件B仕入先との間の売買契約による代金を原告の仕入代金と評価しての増額更正であることからすれば、税務当局としても、十分に調査をすべき事案であった。

そして、更正の前提として行われる調査の手続に重大な瑕疵があり、当該課税処分が調査に 基づかずにされたものと同視しうるような場合には、これに基づく課税処分も違法となると解 されるから、税務当局が十分な調査を行うべき事案において、これを行っていないときは、こ の重大な瑕疵に当たるということができる。

ところが、本件においては、岡山西税務署長がこの十分な調査を行うことなく、本件各処分をしたものであるから、十分な調査を経ずしてされた本件各処分は違法というべきである。 (被告の主張)

原告は、岡山西税務署長が十分な調査を行うことなく、本件各処分をしたから、これが違法である旨を主張する。

しかし、質問検査権の行使に当たっては、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私法的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまり限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきであり(最高裁昭和48年7月10日第三小法廷判決・刑集27巻7号1205頁)、青色申告承認取消しや更正・過少申告加算税の賦課決定等の課税処分の適否は、客観的な取消要件や課税要件の存否によって決まるものであり、税務調査はこれらの要件に該当する事実の存否を調査するための手続にすぎないのであるから、調査手続に何らかの瑕疵があっても、原則としてそれに基づく処分が違法になることはなく、課税処分が手続的違法を理由に取消されるのは当該調査の範囲や程度のいかんではなく、まったく調査を欠き又はそれと等しい評価を受け、あるいは当該調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の範囲を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、そのような方法で処分の基礎資料を収集するなどの重大な瑕疵がある場合に限られる。

本件の場合、岡山西税務署長は、平成15年2月以降、調査担当者に命じて本件税務調査を開始し、原告本社及び原告大阪支店において調査を行い、また、取引先、取引銀行に反面調査を行ない、原告の法人税等の確定申告額が過少であることを把握し、原告及び原告の関与税理士に対して法人税等の修正申告の慫慂を行うとともに、修正申告をしない場合には法人税等の更正処分等を行わざるを得ない旨説明し、その上で、修正申告がなかったため、本件各処分を行った。本件においては何らまったく調査を欠き又はそれと等しい評価を受け、あるいは当該調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の範囲を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、そのような方法で処分の基礎資料を収集するなどの重大な瑕疵はない。

(4) 確定権の除斥期間

(原告の主張)

平成16年法律第14号による改正前の国税通則法70条1項1号(以下、同条については、上記改正前のものをいうものとする。)によれば、期限内申告後の増額更正は、原則として、その更正に係る国税の法定申告期限から3年を経過した日以降においてはすることができないが、同条5項によれば、「偽りその他不正の行為」によりその全部若しくは一部の税額を免れた場合は、法定申告期限から7年を経過する日までこれを行うことができるとされているところ、ここでいう偽りその他不正の行為とは、税額を免れる意図の下に税の賦課徴収を不能又

は著しく困難にするような何らかの偽計その他工作を伴う不正な行為を行っていることを意味する。そうすると、本件の場合、原告には、偽りその他不正の行為はないから、この期間制限によって、平成8年9月期ないし平成12年9月期の各事業年度ないし課税期間(法定申告期限は平成11年11月30日から平成15年11月30日までである。)について法人税及び消費税等の増額更正をすることはできないから、これらの各更正処分はいずれも違法である。

また、乙は、原告の営業担当者にすぎず、経理・税務申告担当者ではないし、原告が乙らによる本件不正取引を認識したのは、本件税務調査が行われた後の平成15年2月以降であったから、原告には、税金を免れる目的で既に存在している誤った状況をあえて放置したり、あるいは、税務当局が誤信等による誤った申告であることに気付きにくい状況が生じていることを認識しつつ、あえて誤信状況を放置し、これを利用して税金を免れようとし事実はない。したがって、乙の行為を原告の行為と同視し、原告に国税通則法70条5項所定の「偽りその他不正の行為」があったということもできない。

(被告の主張)

国税通則法70条5項所定の「偽りその他不正の行為」とは、ほ脱の意思をもってその手段として税の賦課を不能又は著しく困難にならしめるような何らかの偽計その他の工作を行うことをいい、法定申告期限前において、①納税者が虚偽の申告書を提出し、その正当に納付すべき税金の納税義務を過少に確定させてその不足税額を免れたとき、及び②納税者が例えば名義の仮装、二重帳簿の作成等の積極的な不正の行為をし、これに基づいて法定申告期限までに申告納税せず正当に納付すべき税額を免れたときがこれに当たる。また、この行為を行ったのが納税者であるか否か、あるいは納税者自身においてその認識があるか否かにかかわらず、客観的に「偽りその他不正の行為」によって税額を免れた事実が存在する場合には、同条項の適用があると解される。

そして、本件の場合、乙は、原告において長期間勤務し、継続して中古建設機械の輸出等貿易に関係する業務に従事するとともに、大阪支店の業務を統括していたことにより、原告内部において極めて重要な地位を占め、実際上、原告内部において、中古建設機械等の輸出取引を専ら行う大阪支店の管理運営を任され、大阪支店の業務を統括するため相当な権限を与えられていたものと認められることからすると、乙らによる本件不正取引は、主導者である乙の地位・権限に照らし、原告自身の行為と同視することができるというべきである。

そうすると、乙らがした本件A取引、本件B取引及び本件部品仕入等は、乙主導の下、いずれもBの名義を用い、取引を仮装し、仕入金額を水増しし、売買差額を隠ぺいし、又は架空取引を計上したものであって、国税通則法70条5項の「偽りその他不正の行為」に該当するから、除斥期間は7年となる。したがって、平成8年9月期ないし平成12年9月期の各事業年度ないし課税期間について法人税及び消費税等の各更正処分をすることは、いずれも除斥期間が経過していないから、適法である。

(5) 隠ぺい・仮装の有無

(原告の主張)

原告とBとの取引は、原告と他の業者との取引と比較しても、粗利益の比率に差はなく、通常かつ正常な取引であって、原告は、隠ぺい・仮装の事実をまったく認識していなかったし、 乙による本件不正取引に関与してもいないのであるから、国税通則法68条1項所定の隠ぺい・仮装について必要な故意を有してはいない。また、乙は、原告大阪支店の支店長であり、 原告の取締役であったものの、その担当職務は中古機械等の輸出取引であって、経理ではないから、甲が乙による仮装行為を認識していない以上、本件不正取引を計上したことにつき、重加算税を賦課することは違法である。さらに、原告は、Bとの取引について、その内容及び効果を記帳しているのであるから、この記載は隠ぺい・仮装には該当しない。

同様の理由によって、法人税法127条1項に基づく本件青色申告承認取消処分も違法である。

(被告の主張)

前記(1)(被告の主張)及び(2)(被告の主張)のとおりであって、原告は、本件A取引、本件B取引及び本件部品仕入等につき、Bの名称を用いて、原告の収益及び費用から原告が本件B仕入先から直接仕入れた本件A機械をBから仕入れたごとく仮装して仕入金額を水増しして、当該水増し部分を法人税の計算に当たっては損金の額に算入し、消費税等の計算に当たっては、課税仕入に含めて控除対象仕入税額を計算し、本件B機械に係る売上げ及び仕入れの両方を除外し、本件B機械に係る売上げを隠ぺいして、法人税及び消費税等の計算について本件B機械に係る売買差益を隠ぺいして計算した申告書を提出し、架空取引を原告とBとの正当取引であるかのごとく仮装して、法人税の計算に当たっては本件部品仕入等を損金の額に算入し、消費税等の計算に当たっては課税仕入に含めて、控除対象仕入税額を計算し、課税標準と又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したといえるから、国税通則法68条1項により重加算税を賦課した本件法人税賦課決定処分及び本件消費税等賦課決定処分は、いずれも適法である。

次に、平成9年9月期において、原告は、Bの名義を用いて、原告が本件B仕入先から直接 仕入れた本件A機械をBから仕入れたごとく仮装して、仕入金額を水増しし、原告がした本件 B機械の売買をBがしたごとく仮装した上で原告の収益及び費用から本件B機械に係る売上 げ及び仕入れの両方を除外して、本件B機械に係る売買差益を隠ぺいして、同事業年度に係る 帳簿書類に取引を記載したのであるから、法人税法127条1項3号に該当し、本件の平成9 年9月期にまで遡って同事業年度以後の法人税の青色申告の承認を取り消した本件青色申告 承認取消処分は適法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件A取引及び本件B取引の法律上の効果の帰属)について 被告は、本件A取引及び本件B取引の法律上の効果が原告に帰属すると主張するのに対し、原 告は、これが丁又は乙個人に帰属すると主張するので、以下、検討する。

(1) 認定事実

前提事実及び別表1、2とこれに記載の各証拠に加え、甲47の2の1ないし229、乙104ないし106、108ないし110、210、249、266、乙証言、丙証言、丁証言及び原告代表者尋問の結果と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる(認定事実中には、原則として、上記各証言と代表者尋問の結果のみ記載する。)。

ア 原告は、昭和36年9月2日に設立された建設産業機械等の販売整備や輸出入業等を目的 とする株式会社であり、大阪支店(ただし、当初は大阪営業所であり、平成7年12月22 日、大阪支店に改組され、支店登記がされたことは、既に前提事実(1)イにおいて確定した ところである。)を設置した平成元年ころ以降、英語を話すことができた乙を支店長とした 上、専ら同支店において、輸出取引を行っていた(前提事実、甲調書①107項)。

大阪支店では、乙ほか3名が勤務しており、毎月1億円(毎年12億円)以上の売上げを上げることが営業ノルマとなっていたが、乙らは、ほぼこのノルマを果たし、毎年13ないし14億円の売上げを上げた実績(原告の売上げの3割強を占める。)があった。もっとも、乙は、大阪支店長となった平成元年の11月30日、原告の取締役にもなったが、取締役報酬の支払はなく、給与だけを支給されていた従業員取締役(使用人兼取締役)であった(乙調書158項以下)。

なお、原告の代表者である甲は、昭和48年の石油ショックの際、多数の在庫機械を抱えていたため、多額の評価損を計上し、一時、経営危機に陥ったことから、この経験を踏まえ、以後、在庫厳禁の経営方針をとり、手形決済による信用取引をやめてほとんどすべての取引を現金決済にし、遅くとも昭和50年ころから、原則として、仕入伺書(原告が仕入れをする場合)と受注伺書(原告が販売をする場合)とを一組にて同時に甲のもとに上げ(すなわち、売上先を見つけて仕入れをすることになるため、在庫が生じないことになる。)、甲が自らその決裁をした上、総務経理担当部署にこれを送付し、同部署において支払をする方式で原告の業務を運営するようになった(甲56)。また、中古建設機械の販売業界では、その一部において、バックリベートが支払われたり、あるいはこれに代わる接待が行われたりする取引慣行があったが、原告においては、この種のリベートの支払や接待は、一切許されていなかった(甲36の1ないし17、乙調書13項、丁調書265項以下)。

イ 乙は、上記のとおり、平成元年から原告大阪支店の支店長となり、そのころ、丁と知り合って同人が経営するBとも取引をするようになったが、その後、丁は、平成6年夏ころに妻を亡くし、平成7年1月17日の阪神大震災では自宅を焼失するなどの被害にあったほか、そのころ以降、前立腺癌等や白内障に罹患し、経済面でも、健康面でも相当に困窮した不安定な生活を送るようになった。

そこで、これを知った乙は、丁の窮状を救うべく、Bとの取引を拡大していったが、上記のとおり、中古建設機械の販売業界では、その一部において、バックリベートの支払や接待をする取引慣行がありながら、原告ではこれが一切許されていなかったことから、Bの名義を借用して不正な簿外取引をすることにより、上記ノルマ達成のためのリベートの支払等の原資とし、かつ、競馬等の自らの遊興費にも充てるため、裏金 (簿外資金)を作ろうと考え、丁に対し、その旨を申し出た。そして、丁としても、上記のような窮状にあって、乙から世話になっていたことから、この申し出を承諾し、以後、乙の求めに応じて本件兵庫支店口座の銀行印の押捺に協力し、あるいはこれを押捺した多数の白紙の請求書用紙をその綴りごと乙に交付するなどして乙の裏金作りに協力することとなり、その後、平成8年5月ころには、乙と丁とが同道して本件新大阪支店口座を開設した上、そのころ以降、その通帳、銀行印、キャッシュカード等を直接乙が管理するなどして本件不正取引が行われ、上記裏金作りが続けられた。なお、上記丁名義の使用の許諾に関し、乙から丁に対し、その謝礼として、毎月10万円のほか、年2回ほど、臨時的な生活費(これらを合計すると、年額300万円程度となる。)が支払われた。

ウ 本件不正取引は、次のようにして行われた。

本件兵庫支店口座の通帳や銀行印は、当初こそ丁が管理した時期があったものの、間もなく乙が管理するようになり、上記のとおり、平成8年5月ころ、本件新大阪支店口座が開設

されてからは、乙が直接その通帳、銀行印及びキャッシュカードを所持してその管理をしながら、自ら、あるいは原告大阪支店の従業員に指示して本件B仕入先及び本件B売上先と交渉し、商談がまとまれば、本件A取引及び本件B取引に係る本件機械印字請求書やこれに関連する取引関係書類を作成し、本件不正取引を実行した。そのため、本件B仕入先及び本件B売上先の中には丁が知らない業者ないしは取引をしたことのない業者が多数存在するなど、丁は、本件A取引についても、本件B取引についてもその内容を承知しておらず、これらの取引が乙個人の取引であると考えてはいなかった(乙調書88ないし92、204ないし237項、丁調書20項以下、30項以下、42項以下、50項以下、62ないし93項)。

また、乙らは、原告においては、上記のとおり、在庫厳禁との営業方針であったことから、本件B仕入先及び本件B売上先との交渉により、直ちに販売先を見つけることができ、在庫厳禁の方針に反することにならない場合は、Bが本件B仕入先から仕入れた本件A機械を原告に売却する本件A取引の方式をとり、直ちに販売先を見つけることができず、同方針に反することとなる場合は、Bが本件B仕入れたから仕入れた本件B機械を第三者である本件B売上先に売却する本件B取引の方式をとっていた。また、乙らは、バックリベートの要求がある場合や取引による利幅が大きい場合にも、本件B取引の方式をとっていた。そして、乙らは、これらの取引において、原告の大阪支店長等の名刺や肩書きを用い、同支店長ないし同支店の従業員として交渉しつつも、商談がまとまれば、本件B仕入先や本件B売上先に対し、請求書等の宛名をBとし、これを原告大阪支店に送付するよう依頼し、本件B仕入先等も、取引の相手方は原告大阪支店であり、同支店との取引が成立すれば、上記宛名や送付先に拘泥する必要はないことから、乙らの上記依頼にほとんど躊躇することなく応じていた(乙調書100項以下、112項以下、171項以下、177項以下、187項以下、238項以下、丙調書212項以下)。

エ 岡山西税務署長は、平成15年2月から部下に命じて本件税務調査を実施し、その結果、 乙らによる本件不正取引が発覚したため、別表4、5のとおり、同年11月28日付け及び 同年12月18日付けで原告に対する本件各処分をした。

他方、甲ないし原告本社は、乙らが大阪支店において本件不正取引を行っていることにまったく気付かないでいたが、本件税務調査の進展とともにこれを知るに至り、本件各処分がされた後の平成16年2月14日、乙に対し、取締役を解任した上、減給30パーセントとする処分をしたものの、その当時、未だ乙らによる本件不正取引の全体像がつかめず、また、確たる証拠も握っていなかったため、その後、乙に対する処遇はそのままで経過した。

そして、その間、原告は、上記各別表のとおり、本件各処分に対する異議申立てをし、審査請求をしたが、これらの手続における証拠開示が不十分であったため、なお乙に対する処分を留保していたところ、本件訴訟を提起したことにより、本件税務調査による多数の資料が証拠として提出され、さらに、平成19年5月、乙が海外出張に出かけた際、大阪支店を捜索してはずれ馬券その他の関係資料を持ち帰って検討した上、その検討の結果に基づき、同月27日、乙を懲戒解雇した。

(2) よって前記認定の事実に基づいて判断するに、本件不正取引において、「B」の名義を使用して取引をした主体として一応観念されるのは、丁、乙個人及び原告大阪支店長としての乙の三者であるが、個人としての乙が権利義務の主体となるのは当然ながら、原告大阪支店長としての乙というのは、支店長とはいえ、乙が、法律上は、原告の会社組織の内部に位置づけられ

た一従業員である(取締役ではあるが、従業員取締役であることは前記認定のとおりである。) ことにかんがみると、原告と別個、独立に取引の主体となるとは解されないから、結局、原告 大阪支店長として、乙がその地位に基づいてした取引(同支店の従業員に指示してした取引を 含む。)については、それが、民商法上、原則として無効と解されない限り、当該取引の法律 上の効果は原告に帰属するというべきである。

そこで、本件について検討するに、前記認定の事実によれば、乙は、自らは原告の大阪支店長として、また、乙の指示を受けた原告の従業員は、原告の従業員として、本件B仕入先や本件B売上先と交渉し、商談がまとまれば、本件B仕入先や本件B販売先に対し、請求書等の宛名をBとし、これを原告大阪支店に送付するよう依頼し、本件B仕入先等も、取引の相手方は原告大阪支店であると思いながらも、上記宛名や送付先に拘泥する必要はないことから、乙らの上記依頼に応じていたというのであるから、本件A取引及び本件B取引は、いずれも乙らが原告の大阪支店長ないし従業員としての地位と信用に基づいてこれを行っていたことは明らかというべきである。

また、前記認定の事実によれば、原告大阪支店は、乙ほか3名が勤務する登記された支店であり、毎年13ないし14億円の売上げ実績を有していたし、乙は、平成元年以来、その営業所長ないし支店長を務め、同支店の営業を統括していたというのである。そうすると、乙は、大阪支店の支配人ではなかったとしても、「本店又は支店の営業の主任者たること示すべき名称を附したる使用人」であることもまた明らかであるから、旧商法42条1項により、支配人と同一の権限を有するものとみなされるし、上記の事情からすれば、同条2項の悪意の場合の規定も、たやすくその適用が考えられるとはいい難い。したがって、乙らがした本件A取引及び本件B取引の法律上の効果は、この観点からみても、原告に帰属するものということができる。

なお、この点に関し、原告は、本件A取引及び本件B取引の主体は、丁(その場合、乙は丁から代理権を授与されていたか、表見代理や無権代理の追認の法理の適用があるという。)又は乙個人であると主張して、その論拠を縷々述べる。しかしながら、前記認定のとおり、当時、丁は、原告でさえ、生活費のため、Bの名義貸しをしたと主張せざるを得ないほどの窮状にあったのに対し、乙は、原告大阪支店の支店長たる地位にあり、丁のため、取引を拡大していたというのであって、その各立場の相違に照らして考えてみても、また、丁が乙に指示、命令を与えたり、謝礼の増額を要求したりしたことを認めるべき証拠がまったく存在しないことに照らして考えてみても、本件A取引及び本件B取引の主体が丁であったとは認め難いし、その主体が乙個人であるとの点についても、前記認定のとおり、乙は、原告の大阪支店長としてこれらの取引をしたのであって、本件B仕入先や本件B売上先に対し、個人の取引であると断って取引をしたことを認めるに足りる証拠は皆無であるから、乙個人がこれらの取引の主体であったとも認め難い。

よって、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 以上の次第によれば、本件A取引及び本件B取引の主体は、原告というべきであるから、 その法律上の効果は原告に帰属すると認められる。

そうであれば、本件A取引における本件機械仕入は、これを原告の損金の額に算入することはできないし、本件B取引における本件B仕入先からの仕入れ及び本件B売上先に対する売上げは、いずれも原告に帰属するというべきである。

2 争点(2)(本件部品仕入等を原告の損金の額に算入することの可否)について

被告は、本件部品仕入等は架空取引であるから、その代金の支払を原告の損金の額に算入する ことはできないと主張し、これに対し、原告は、架空取引ではないから、その代金の支払は原告 の損金の額に算入することができると主張する。

よって判断するに、別表3とこれに記載の各証拠に加え、乙104、106と弁論の全趣旨によれば、本件部品仕入等は、乙が前記1で認定した裏金を作るためにした架空の取引であり、乙は、原告に対し、Bの名義を使用してその代金を請求し、その支払として、これを本件新大阪支店口座に入金させたことが認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記代金の支払は原告の経費とはならず、これを損金の額に算入することはできない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

- 3 争点(3)(税務調査上の違法)について
 - (1) 原告は、本件税務調査には違法があるから、これを前提とした本件各処分もまたいずれも 違法であると主張する。
 - (2) まず、更正処分ないし重加算税の賦課決定等の課税処分や青色申告承認取消処分の適否は、 課税要件や取消要件の客観的な存否によって決まるものであり、税務調査はこれらの要件に該 当する事実の存否を調査するための手続にすぎないのであるから、調査手続に何らかの瑕疵が あったとしても、原則として、それに基づく上記各処分が違法になることはなく、これらの各 処分が調査手続上の違法を理由に違法となり、取り消されるのは、当該調査の範囲や程度が不 十分であるというだけでは足りず、まったく調査を欠き(それと等しい評価を受ける場合も含 まれる。)、あるいはその調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、又は社会通念上相当の 範囲を超えて濫用にわたる等の強度の違法性を帯び、そのような方法で当該処分の基礎資料を 収集するなどの重大な瑕疵がある場合に限られるというべきである。

よって検討するに、前記1(1)エで認定した事実と弁論の全趣旨によれば、岡山西税務署長は、平成15年2月から原告に対する本件税務調査を実施し、以後、原告本社及び原告大阪支店において、また、その取引先や取引銀行に対しても種々の調査を行ったこと、その過程で、乙らが行った本件不正取引が発覚したため、さらに調査を続行してその実態を把握し、本件A取引等の法律上の効果等が原告に帰属すると判断したことから、原告の法人税及び消費税等の確定申告額が過少であるとして、原告及び原告の関与税理士に対し、これらについて修正申告をするよう慫慂したが、原告がこれをしなかったため、本件各処分をしたというのである。そうすると、岡山西税務署長が本件各処分をするに当たり、調査を欠いたということはできないし、その調査手続が刑罰法規に触れるなどの強度の違法性を帯び、基礎資料の収集に重大な瑕疵があるということもできない。

原告は、税務当局は十分に調査をするべきであった旨主張するが、これは、結局のところ、 調査の範囲や程度の不十分をいうにとどまるから、上記説示のとおり、これだけでは、調査手 続上の違法を理由として本件各処分が違法であるということはできない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

- 4 争点(4) (確定権の除斥期間) について
 - (1) 原告は、原告が本件各処分に係る確定申告をするにつき、原告には、国税通則法70条5 項所定の「偽りその他不正の行為」はなかったから、同条1項1号により、法定申告期限から

3年を経過した平成8年9月期ないし平成12年9月期の各事業年度等に係る法人税等ついて、増額更正をすることはできないと主張するのに対し、被告は、原告には、上記「偽りその他不正の行為」があったから、同法70条5項により、法定申告期限から7年を経過する日まで増額更正をすることができると主張する。

(2) よって検討するに、国税通則法70条5項所定の「偽りその他不正の行為」とは、「ほ脱の意図をもって、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるようななんらかの偽計その他の工作を行うこと」をいい(「詐欺その他不正の行為」に関する最高裁昭和42年11月8日大法廷判決・刑集21巻9号1197頁参照)、その場合、納税者自身についてのみならず、これと同視できる者について上記行為があったときも、同条項の適用があるものと解するのが相当である。

そこで、本件についてみるに、前記1(1)で認定した事実と弁論の全趣旨によれば、甲ないし原告本社は、乙らが大阪支店において本件不正取引を行っていることにまったく気付かないまま、平成8年から平成14年までの間、本件各処分に係る確定申告をしており、平成15年2月に本件税務調査が実施された後、初めて乙らによる本件不正取引を知ったというのである。また、同事実と弁論の全趣旨によれば、乙は、取締役であったとはいえ、従業員取締役であったにすぎないし、大阪支店の支店長であったとはいえ、その権限ないし業務内容は、同支店における中古建設機械の輸出に係る営業上のものであり、原告本社における経理や税務等に係る権限を有し、あるいはそのような業務に就いていたわけではないし、上記営業上の権限等に関してみても、仕入伺書及び受注伺書については、甲による直接の決裁を経る必要があったというのである。

そうすると、上記確定申告に当たり、甲ないし原告本社における経理や税務等の責任者に上記ほ脱の意図があったとは認められず、また、乙が甲ないし上記責任者と同視できるほどの法律上、事実上の権限を有する者であったということも認め難い。

以上によれば、上記確定申告に当たり、原告について「偽りその他不正の行為」があったということはできないから、同確定申告に係る増額更正処分は、国税通則法70条1項1号により、その法定申告期限から3年を経過した後にはすることができないこととなる。そして、同確定申告中、平成8年9月期分の法人税及び消費税等の法定申告期限は平成11年11月30日に到来し、平成9年9月期分ないし平成12年9月期分の法人税(ただし、そのうち、平成10年9月期の事業年度分については、本件訴訟の対象となっていないことは、冒頭で摘示したとおりである。)及び消費税等の法定申告期限は平成15年11月30日までにすべて到来しているから、本件各処分中、平成15年11月28日付けでされた平成8年9月期の事業年度ないしその課税期間に係る別紙更正等目録記載1の(1)、(2)の各処分のうちの各更正処分、平成15年12月18日付けでされた平成9年9月期ないし平成12年9月期の各事業年度ないしその間の各課税期間に係る同目録記載2の(2)ないし(4)の各処分のうちの各更正処分及び同(7)ないし(10)の各処分のうちの各更正処分は、いずれも除斥期間を経過した後の増額更正処分であるから、違法であり、取り消されなければならない。

しかし、平成13年9月期と平成14年9月期の各事業年度ないし課税期間に係る法人税ないし消費税等の各更正処分は、前提事実と弁論の全趣旨に照らして、いずれも正当というべきである。

5 争点(5) (隠ぺい・仮装の有無)

- (1) 原告は、原告には、国税通則法68条1項、法人税法127条1項3号所定の「隠ぺい・仮装」の事実がないと主張するのに対し、被告は、これがあるとして、原告に重加算税を賦課することができ、青色申告承認取消処分をすることができると主張する。
- (2) 国税通則法68条1項、法人税法127条1項3号所定の「隠ぺい・仮装」については、その法文上、前記4の確定権の除斥期間において検討した国税通則法70条5項所定の「偽りその他不正の行為」よりもその手段において限定がされているが、同条項と同じく、納税者自身についてのみならず、これと同視できる者について「隠ぺい・仮装」があったときにも、国税通則法68条1項、法人税法127条1項3号の適用があるものと解するのを相当とするところ、前記4で説示したところによると、この「隠ぺい・仮装」についても、甲ないし原告本社にこれがあるとは認め難いから、原告に対し、重加算税を賦課する処分をし、また、青色申告承認取消処分をすることはできないというべきである。

したがって、上記判断と前記4における判断とを総合して検討すると、別紙更正等目録記載1の(1)、(2)の各処分のうちの各重加算税賦課決定処分、平成15年12月18日付けでされた平成9年9月期分ないし平成12年9月期に係る同目録記載2の(2)ないし(4)の各処分のうちの各重加算税賦課決定処分、同(7)ないし(10)の各処分のうちの各重加算税賦課決定処分は、いずれもその要件がないのにされたものであるから、違法であり、取り消されなければならない。

また、同様にして、同目録記載2の(1)の青色申告承認取消処分も、その要件がないのにされたものであるから、違法であり、取り消されなければならない。

6 過少申告加算税の額について

(1) 最高裁昭和58年10月27日第一小法廷判決・民集37巻8号1196頁によれば、重加算税の賦課は、過少申告加算税として賦課されるべき一定の税額に加重額に当たる一定の金額を加えた額の税を賦課する処分として、過少申告加算税の賦課に相当する部分をその中に含んでいるものと解するのが相当であるから、本件においても、本件各法人税賦課決定処分及び本件各消費税等賦課決定処分は、過少申告加算税を課税しうる部分を超える部分のみが違法であり、取消しの対象となるというべきである。

そうすると、原告の平成13年9月期と平成14年9月期の各事業年度ないし課税期間における法人税ないし消費税等に係る各重加算税賦課決定処分については、上記のとおり、過少申告加算税を課税しうる部分を超える部分のみが違法であり、取消しの対象となるから、過少申告加算税を計算すると、別紙過少申告加算税相当金額一覧表のとおり、平成13年9月期の事業年度に係る法人税の過少申告加算税が129万4500円、平成14年9月期の事業年度に係る法人税の過少申告加算税が25万5000円、平成13年9月期の課税期間に係る消費税等の過少申告加算税が94万8500円、平成14年9月期の課税期間に係る消費税等の過少申告加算税が74万3000円となる。

したがって、上記各重加算税賦課決定処分のうち、上記各過少申告加算税を超える部分が取り消されるべきである。

(2) なお、最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁によれば、 国税通則法65条4項所定の「正当な理由があると認められる場合」とは、真に納税者の責め に帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納 税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものとされており、これ を本件についてみると、前記認定の事実によれば、乙らによる本件不正取引は、乙以外の大阪 支店の従業員も関与していたし、乙らは同支店の取引先に依頼してB名義で請求書を作成して もらうなどしていたというのであるから、この点を考慮すると、甲ないし原告本店において、 大阪支店に対する十分な監視、監督をしていれば、乙らによる本件不正取引に気付いた可能性 が高い。

したがって、本件においては、原告につき、上記「正当な理由があると認められる場合」に 当たるということはできないから、上記各過少申告加算税については、これを賦課するのが相 当である。

7 まとめ

以上の次第によれば、本件各処分のうち、次の各処分が違法であるから、これを取り消すべき である。

- (1) 別紙更正等目録記載1の(1)、(2)の各処分
- (2) 同目録記載2の(1)の処分
- (3) 同目録記載2の(2)ないし(4)の各処分
- (4) 同目録記載2の(5)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額129万4500円を 超える部分
- (5) 同目録記載2の(6)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額25万5000円を超 える部分
- (6) 同目録記載2の(7)ないし(10)の各処分
- (7) 同目録記載2の(11)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額94万8500円を 超える部分
- (8) 同目録記載2の(12)の処分のうちの重加算税の賦課決定のうち、税額74万3000円を 超える部分

第4 結論

よって、原告の請求は、前記の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 近下 秀明

裁判官篠原礼及び同植月良典は、いずれも転補につき、署名押印することができない。 裁判長裁判官 近下 秀明

更正等目録

- 1 平成15年11月28日付けでされた次の各更正等
 - (1) 平成7年10月1日から平成8年9月30日までの事業年度の法人税の更正及び重加算税の 賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額1億5003万9 475円、納付すべき税額3593万5200円を超える部分
 - (2) 平成7年10月1日から平成8年9月30日までの課税期間の消費税の更正及び重加算税の 賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税標準額43億4231 万4000円、還付金の額に相当する税額1137万5211円を超える部分、重加算税の賦課 決定
- 2 平成15年12月18日付けでされた次の各更正等
 - (1) 平成8年10月1日から平成9年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認 の取消処分
 - (2) 平成8年10月1日から平成9年9月30日までの事業年度の法人税の更正及び重加算税の 賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額9985万743 2円、納付すべき税額842万0300円を超える部分
 - (3) 平成10年10月1日から平成11年9月30日までの事業年度の法人税の更正及び重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額3989万9625円、納付すべき税額493万5500円を超える部分
 - (4) 平成11年10月1日から平成12年9月30日までの事業年度の法人税の更正及び重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額4140万1465円、納付すべき税額498万8200円を超える部分
 - (5) 平成12年10月1日から平成13年9月30日までの事業年度の法人税の更正及び重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額2002万5300円、還付金の額に相当する税額129万3600円を超える部分
 - (6) 平成13年10月1日から平成14年9月30日までの事業年度の法人税の更正及び重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、所得金額4571万5 195円、納付すべき税額1123万0100円を超える部分
 - (7) 平成8年10月1日から平成9年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正並びに重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税標準額45億2778万4000円、還付金の額に相当する消費税額1715万6145円、還付金の額に相当する地方消費税額365万1126円を超える部分、重加算税の賦課決定
 - (8) 平成9年10月1日から平成10年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正並びに重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税標準額37億0510万5000円、納付すべき消費税額1952万7600円、納付すべき地方消費税額80万3300円を超える部分、重加算税の賦課決定
 - (9) 平成10年10月1日から平成11年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の 更正並びに重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税 標準額29億0424万4200円、還付金の額に相当する消費税額1415万9900円、還

付金の額に相当する地方消費税額433万8228円を超える部分、重加算税の賦課決定

- (10) 平成11年10月1日から平成12年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正並びに重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税標準額31億2351万6000円、還付金の額に相当する消費税額1158万0070円、還付金の額に相当する地方消費税額289万6145円を超える部分、重加算税の賦課決定
- (11) 平成12年10月1日から平成13年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正並びに重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税標準額27億9869万7000円、還付金の額に相当する消費税額930万6671円、還付金の額に相当する地方消費税額239万0099円を超える部分、重加算税の賦課決定
- (12) 平成13年10月1日から平成14年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正並びに重加算税の賦課決定(ただし、裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税標準額28億1834万7000円、還付金の額に相当する消費税額1994万4302円、還付金の額に相当する地方消費税額512万6582円を超える部分、重加算税の賦課決定

以上

平成8年9月期

平成8年	- 9 月 别															
番号	品名	本件各丁 名義口座 入金目	仕入 計上日 (原告)	仕入 計上額 (原告)	仮払消費税 計上額 (原告)	仕入伺書	仕入伺書 担当者	本件機械 印字請求書	本件各丁 名義口座 出金目	本件B仕入先	「B」仕入金 額	左に係る消 費税	振込依頼書	契約書・請求書等	聴取書等	差引仕入 水増し額
(I)	2	(3)	(4)	(5)	6	(7)	8	(9)	(10)	(1)	(12)	(13)	(14)	(5)	(16)	(5)-(12)
1		H7. 10. 25	H7. 10. 25	円 5, 950, 000	円	Z10の1	戊	<u> </u>	H7. 10. 25		円 5, 500, 000	円			Z122、Z158Ø2	450, 000
2		H7. 10. 31	H7. 10. 31	5, 500, 000		乙10の2	Z	乙3の2	H7. 11. 01		4,000,000	120,000			Z122、Z158の2	1,500,00
3		H7. 11. 06	H7. 11. 06	9, 700, 000	291,000	乙10の3	乙	乙3の3	H7. 11. 10		7, 500, 000	225, 000	乙21の3	Z155		2, 200, 00
4		H7. 11. 27	H7. 11. 27	4, 700, 000	141,000	乙10の4	乙	乙3の4	H7. 11. 28		3, 800, 000	114, 000	乙21の4	Z156		900, 00
5		H7. 12. 15	H7. 12. 15	2,800,000	84, 000	乙10の5	戊	乙3の5	H7. 12. 18		600,000	18,000	乙21の5			2, 200, 00
6		H7. 12. 18	H7. 12. 18	4, 500, 000	135, 000	乙10の6	戊	乙3の6	H7. 12. 19		3, 500, 000	105, 000	乙21の6	乙130の別紙2	乙130、乙178問答23	1, 000, 00
7		H8. 01. 18	H8. 01. 18	6,000,000	180, 000	乙10の7	乙	乙3の7	H8. 01. 22		2,000,000	60,000	乙21の7			4,000,00
8		H8. 01. 25	H8. 01. 25	10,000,000	300,000	乙10の8	乙	乙3の8	H8. 01. 26		9, 000, 000	270,000	乙21の8		∠126	1,000,00
9		H8. 01. 25	H8. 01. 25	3, 300, 000	99, 000	乙10の9	乙	乙3の9	H8. 01. 26		3, 000, 000	90,000	乙21の8		∠126	300, 00
10		Н8. 01. 31	Н8. 01. 31	8,000,000	240,000	乙10の10	乙	乙3の10	H8. 01. 31		6, 300, 000	189, 000	乙21の9	乙124の別紙1	Z123、Z124	1, 700, 00
11		H8. 01. 31	H8. 01. 31	6,000,000	180,000	乙10の11	乙	乙3の11	H8.01.31		5, 100, 000	153, 000	乙21の9	乙124の別紙1	∠124	900, 00
12-1		H8. 01. 31	H8. 01. 31	3, 300, 000	99, 000	乙10の12	乙	乙3の12	H8. 01. 31		500, 000	15, 000			乙240問答3、乙241問答4	2, 800, 00
12-2		H8. 02. 29	H8. 02. 29	6,000,000	180,000			乙236	H8. 03. 01		5, 000, 000	150, 000	乙21の12		乙159問答12、乙178問答21	1,000,00
13		H8. 02. 09	H8. 02. 09	9, 000, 000	270,000	乙10の13	Н	乙3の13	H8. 02. 09		6, 300, 000	189, 000	乙21の10		∠137	2, 700, 00
14		H8. 02. 29	H8. 02. 29	12, 800, 000	384, 000	乙10の14	Н	乙3の14	H8. 02. 09		11, 000, 000	330,000	乙21の11	乙157	乙159問答13	1,800,00
15		H8. 03. 25	H8. 03. 25	7, 000, 000	210,000	乙10の15	乙	乙3の15	H8.04.09		4, 400, 000	132,000	乙21の13		乙159問答14~17	2,600,00
16		H8. 04. 08	H8. 04. 08	5, 000, 000	150, 000	乙10の16	乙	乙3の16	H8. 04. 09		1,000,000	30,000	乙21の14		乙160の2、乙159問答21、 乙179問答12	4, 000, 00
17		H8. 04. 08	H8. 04. 22	27, 000, 000	810, 000	乙10の17	乙	乙3の17	H8. 04. 09		5, 000, 000	150, 000	乙21の14		乙160の2、乙159問答21、 乙179問答12	22, 000, 00
18		H8. 04. 08	H8. 04. 08	6, 500, 000	195, 000	乙10の18	乙	乙3の18	Н8. 04. 09		800, 000	24, 000	乙21の14		乙160の2、乙159問答21、 乙179問答12	5, 700, 00
19		H8. 04. 08	Н8. 03. 31	4, 000, 000	120, 000	乙10の19	戊	乙3の19	Н8. 04. 09		700, 000	21,000	乙21の14		乙160の2、乙159問答21、 乙179問答12	3, 300, 00
20		H8. 04. 19	H8. 04. 19	4, 500, 000	135, 000	乙10の20	乙	乙3の21	H8. 04. 23		3, 000, 000	90,000	乙21の17	乙121の別紙5	Z121, Z122	1, 500, 00
21		H8. 04. 22	H8. 04. 22	4, 500, 000	135, 000	乙10の21	戊	乙3の20	H8. 04. 15		3, 600, 000	108, 000	乙21の15		乙159問答27、乙177問答17	900, 00
22		H8. 05. 10	H8. 04. 30	5, 000, 000	150, 000	乙10の22	乙	乙3の22	H8. 05. 14		2,000,000	60,000	乙21の20		乙161	3, 000, 00
23		H8. 05. 10	H8. 04. 30	7, 300, 000	219, 000	乙10の23	乙	乙3の23	H8. 05. 14		7,000,000	210,000	乙21の21		乙241問答3	300, 00
24		H8. 05. 10	H8. 05. 10	6, 500, 000	195, 000	乙10の24	戊	乙3の25	H8. 05. 14		1, 970, 874	59, 126	乙21の22	乙172	乙162の2、乙159問答31	4, 529, 12
25		H8. 05. 10	H8. 05. 10	6, 200, 000	186, 000	乙10の25	戊	乙3の24	H8. 04. 30		4, 854, 369	145, 631	乙21の18	乙33	乙180問答21	1, 345, 63
26		H8. 06. 10	H8. 06. 10	2, 200, 000	66, 000	乙10の26	戊	乙3の27	H8. 06. 11		900, 000	27,000	乙21の24	乙121の別紙6	Z121、Z122	1, 300, 00
27		H8. 06. 14	H8. 06. 14	9, 350, 000	280, 500	乙10の27	乙	乙3の28	H8. 06. 17		1, 200, 000	36,000	乙21の25	乙124の別紙2	Z123, Z124	8, 150, 00
28		Н8. 06. 20	Н8. 06. 20	2, 300, 000	69, 000	乙10の28	戊	乙3の26	H8. 06. 26		1,000,000	30, 000	乙21の27	乙177の別紙1、2	乙162の2、乙159問答31、 乙177問答7~10	1, 300, 00
29		H8. 06. 25	H8. 06. 25	10, 000, 000	300, 000	乙10の29	乙	乙3の30	H8. 06. 25		2,000,000	60,000	乙21の26		乙180問答17、乙237	8, 000, 00
30		H8. 06. 28	H8. 06. 28	18, 500, 000	555, 000	乙10の30	戊	乙3の32	Н8. 07. 02		10, 000, 000	300, 000	乙21の29			8, 500, 00
31		Н8. 07. 05	H8. 07. 04	3, 750, 000	112, 500	乙10の31	戊	乙3の33	H8. 06. 26		2, 200, 000	66, 000	乙21の28			1, 550, 00
32		Н8. 07. 10	H8. 07. 10	9, 300, 000	279, 000	乙10の32	乙	乙3の34	H8. 07. 15		3, 000, 000	90,000	乙21の30		乙163の2、乙159問答33	6, 300, 00
33		H8. 08. 05	H8. 08. 05	7, 600, 000	228, 000	乙10の33	戊	乙3の35	H8. 08. 06	, 	5, 000, 000	150, 000	乙21の31	乙118の7枚目	乙118	2,600,00
34		H8. 08. 19	H8. 08. 19	12, 300, 000	369, 000	乙10の34	乙	乙3の36	H8. 08. 20		10, 000, 000	300, 000		乙121の別紙7	Z121、Z122	2, 300, 00
35		H8. 08. 30	H8. 08. 30	7, 500, 000	225, 000	乙10の35	Н	乙3の37	H8. 08. 30		4,000,000	120,000	乙21の33		乙159問答34、35	3, 500, 00
36		H8. 09. 20	H8. 09. 20	5, 500, 000	165, 000	乙10の36	乙	乙3の38	H8. 09. 26		5, 000, 000	150, 000	乙21の35			500, 00
37		H8. 09. 20	H8. 09. 20	14, 500, 000	435, 000	乙10の37	乙	乙3の39	H8. 09. 24		12, 300, 000	369, 000	乙21の34	乙118の8枚目	乙118	2, 200, 00
	合計			283, 850, 000	8, 515, 500						164, 025, 243	4, 920, 757				119, 824, 75

平成9年9月期

2 H8. 10. 25 H8. 10. 25 3,500,000 105,000 乙11の2 戊 乙4の3 H8. 10. 30 2,500,000 75,000 乙22の2 乙1 3 H8. 11. 25 H8. 11. 25 5,900,000 177,000 乙11の3 戌 乙4の4 H8. 11. 26 1,500,000 45,000 乙22の3・7 乙34 乙1 4 H8. 11. 29 H8. 11. 29 7,800,000 234,000 乙11の4 乙 乙4の5 H8. 12. 02 6,500,000 195,000 乙22の4 乙121の別紙9 乙1 5 H8. 12. 05 H8. 12. 05 16,000,000 480,000 乙11の5 乙 乙4の6 H8. 12. 18 8,000,000 240,000 乙22の8 乙125の別紙1・4 乙	聴取書等 (B) 121、乙122 164の2、乙180問答19、181 182 121、乙122 125 160の2、乙159問答21、179問答21、乙239	差引仕入 水増し額 ⑦ (⑤-⑫) 円 3,500,000 1,000,000 4,400,000 1,300,000 8,000,000
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ① ② ③ ゆ ⑥ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	121、乙122 164の2、乙180問答19、 181 182 121、乙122 125 160の2、乙159問答21、	円 3,500,000 1,000,000 4,400,000 1,300,000 8,000,000
The control of th	121、乙122 164の2、乙180問答19、 181 182 121、乙122 125 160の2、乙159問答21、	円 3,500,000 1,000,000 4,400,000 1,300,000 8,000,000
2 H8. 10. 25 H8. 10. 25 3,500,000 105,000 乙11の2 戌 乙4の3 H8. 10. 30 2,500,000 75,000 乙22の2 乙1 3 H8. 11. 25 H8. 11. 25 5,900,000 177,000 乙1の3 戌 乙4の4 H8. 11. 26 1,500,000 45,000 乙22の3・7 乙34 乙1 4 H8. 11. 29 H8. 11. 29 7,800,000 234,000 乙1の4 乙4の5 H8. 12.02 6,500,000 195,000 乙22の4 乙121の別紙9 乙1 5 H8. 12. 05 H8. 12. 05 16,000,000 480,000 乙1の5 乙 乙4の6 H8. 12. 18 8,000,000 240,000 乙22の8 乙125の別紙1・4 乙	164の2、乙180問答19、 181 182 121、乙122 125 160の2、乙159問答21、	1, 000, 000 4, 400, 000 1, 300, 000 8, 000, 000
2 H8. 10. 25 H8. 10. 25 3,500,000 105,000 2102 区 2403 H8. 10. 30 2,500,000 75,000 2202 21 3 H8. 11. 25 H8. 11. 25 5,900,000 177,000 21103 戌 2404 H8. 11. 26 1,500,000 45,000 2203・7 234 21 4 H8. 11. 29 H8. 11. 29 7,800,000 234,000 21104 乙 2405 H8. 12.02 6,500,000 195,000 2204 2121の別紙9 21 5 H8. 12. 05 H8. 12. 05 16,000,000 480,000 21105 乙 2406 H8. 12. 18 8,000,000 240,000 2208 2125の別紙1・4 21	181 182 121、乙122 125 160の2、乙159問答21、	4, 400, 000 1, 300, 000 8, 000, 000
4 H8.11.29 H8.11.29 7,800,000 234,000 乙1の2 大名の 10.05 18.12.02 6,500,000 195,000 乙2の 乙121の別紙9 乙1 5 H8.12.05 H8.12.05 16,000,000 480,000 乙1のり 10.05 日8.12.18 8,000,000 240,000 乙2のの 乙125の別紙1・4 乙1	121、乙122 125 160の2、乙159問答21、	1, 300, 000 8, 000, 000
5 H8.12.05 H8.12.05 16,000,000 480,000 Z11の5 Z Z4の6 H8.12.18 8,000,000 Z40,000 Z22の8 Z125の別紙1・4 Z1	125 160の2、乙159問答21、	8, 000, 000
	160の2、乙159問答21、	
		39, 500, 000
7 H8.12.16 H8.12.16 6,900,000 207,000 乙11の7 戊 乙4の8 H8.12.11 5,800,000 174,000 乙22の5 乙118の9枚目 乙1	118	1, 100, 000
8	118	2, 200, 000
9 H9. 01. 13 H9. 01. 13 53, 000, 000 1, 590, 000 之11の9 戊 乙4の10 H9. 01. 17 38, 000, 000 1, 140, 000 乙22の11 乙121の別紙10 乙1	121、乙122	15, 000, 090
10	118	2,000,000
11 H9. 02. 05 H9. 02. 05 4, 700, 000 141, 000 乙11の11 乙 乙4の13 H9. 01. 28 3, 000, 000 90, 000 乙22の12 乙118の12枚目 乙1	118	1, 700, 000
12 H9. 02. 17 H9. 02. 17 20, 300, 000 609, 000 乙11の12 乙 乙4の14 H9. 02. 18 16, 000, 000 480, 000 乙22の13 乙118の13枚目 乙1	118	4, 300, 000
13 H9. 02. 28 H9. 02. 28 8, 100, 000 243, 000 \(\text{Z11}\sigma 13\) H \(\text{Z4}\sigma 15\) H9. 03. 04 \(\text{7,000,000}\) \(\text{210,000}\) \(\text{Z22}\sigma 14\)		1, 100, 000
14 H9. 03. 17 H9. 03. 17 20, 300, 000 609, 000 乙11の14 乙 乙4の16 H9. 03. 18 15, 700, 000 471, 000 乙22の17 乙118の14枚目 乙1	118	4,600,000
15 H9. 04. 03 H9. 03. 31 49, 000, 000 1, 470, 000 乙11の15 H 乙4の17 H9. 03. 19 25, 000, 000 750, 000 乙22の19・22 乙136の別紙2・3 乙1	136、乙178問答19	24, 000, 000
16 H9. 04. 25 H9. 04. 25 8, 300, 000 415, 000 乙11の16 戊 乙4の18 H9. 04. 23 3, 250, 000 162, 500 乙22の25 乙39 乙1	179問答7~10	5, 050, 000
17	118	3, 300, 000
18 H9.04.30 H9.04.30 2,300,000 115,000 乙11の18 戊 乙4の20 H9.04.28 200,000 10,000 乙22の26 乙118の16枚目 乙1	118	2, 100, 000
19 H9. 06. 05 H9. 06. 05 5, 500, 000 275, 000 \(\text{Z11}\Phi\)19 H \(\text{Z4}\Phi\)21 H9. 06. 05 5, 027, 431 \(\text{Z21}\Tilde{Z21}\Tilde{Z22}\Phi\)28		472, 569
20 H9. 06. 10 H9. 06. 10 6,850,000 342,500 乙11の20 戊 乙4の23 H9. 06. 10 5,700,000 285,000 乙22の29 乙118の17枚目 乙1	118	1, 150, 000
21 H9. 06. 10 H9. 06. 10 4, 600, 000 230, 000 乙11の21 戊 乙4の22 H9. 06. 10 2, 300, 000 115, 000 乙22の30 乙1	122、乙158の2	2, 300, 000
	184問答4、 242問答2~4、15	1, 200, 000
	180問答23、 244問答6~9、乙245	1, 150, 000
1 231	159問答36~38、 180問答25、乙185	4, 000, 000
24 H9. 07. 10 H9. 07. 10 11, 500, 000 575, 000 乙11の24 戊 乙4の26 H9. 07. 15 6, 000, 000 300, 000 乙22の36 乙121の別紙11 乙1	121、乙122	5, 500, 000
25 H9.07.15 H9.07.15 7,200,000 360,000 乙11の25 H 乙4の27 H9.07.09 6,000,000 300,000 乙22の34 乙130の別紙3 乙1	130、乙178問答23	1, 200, 000
26 H9. 07. 15 H9. 07. 15 4,800,000 240,000 乙11の26 H 乙4の28 H9. 07. 18 2,000,000 100,000 乙22の38 乙125の別紙2・5 乙1	125	2, 800, 000
27 H9. 07. 15 H9. 07. 15 7, 600, 000 380, 000 乙11の27 戊 乙4の29 H9. 07. 09 6, 500, 000 325, 000 乙22の35 乙118の18枚目 乙1	118	1, 100, 000
28 H9. 08. 05 H9. 08. 05 8, 500, 000 425, 000 Z11\(\sigma 28\) Z Z4\(\sigma 30\) H9. 08. 05 7, 500, 000 \(375, 000\) \(\sigma 22\sigma 39\)		1,000,000
29 H9. 08. 11 H9. 08. 11 5, 300, 000 265, 000 乙11の29 戊 乙4の31 H9. 08. 08 2, 500, 000 125, 000 乙22の42 乙1	159問答39~41	2,800,000
30 H9.08.25 H9.08.25 8,000,000 400,000 乙11の30 H 乙4の33 H9.08.26 7,200,000 360,000 乙22の44 乙118の19枚目 乙1	118	800,000
31	118、乙234	2, 450, 000
	159問答27、乙177問答17	6, 200, 000
33 H9.09.10 H9.09.10 8,000,000 400,000 乙11の33 戊 乙4の32 H9.09.11 2,000,000 100,000 乙22の49 乙124の別紙3・6 乙1	124、Z228、Z229	6,000,000
34 H9. 03. 17 H9. 03. 17 12, 200, 000 366, 000 Z253 Z Z252 H9. 04. 02 10, 000, 000 300, 000 Z254 Z2	255	2, 200, 000
合計 421, 900, 000 15, 277, 000 255, 427, 431 9, 271, 371		166, 472, 569

平成11年9月期

番号	品名	本件各丁 名義口座 入金目	仕入 計上日 (原告)	仕入 計上額 (原告)	仮払消費税 計上額 (原告)	仕入伺書		本件機械 印字請求書	本件各丁 名義口座 出金目	本件B仕入先	「B」仕入金 額	左に係る消 費税	振込依頼書	契約書・請求書等	聴取書等	差引仕入 水増し額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(1)	12)	13	(14)	(15)	16	17 (5-12)
				円	円						円	円				円
1		H10. 11. 10	H10. 11. 10	20, 850, 000	1, 042, 500	乙13の1	I	乙6の1	H10. 11. 10		13, 850, 000	692, 500	乙24の2	乙117の別紙2	Z117、Z118	7, 000, 000
2		H10. 12. 15	H10. 12. 15	5, 500, 000	275, 000	乙13の2	Н	乙6の2	H10. 12. 16		4, 900, 000	245, 000	乙24の3	乙128の7枚目	乙128	600,000
3		H11. 07. 23	H11. 07. 23	3, 500, 000	175, 000	乙13の3	乙	乙6の5	H11. 07. 26		1, 956, 705	97, 835	乙17の1	乙35、乙36の5	乙125、乙178問答24	1, 543, 295
4		H11. 07. 23	H11. 07. 23	1, 200, 000	60,000	乙13の4	I	乙6の6	H11.07.26		190, 477	9, 523	乙17の1	乙35、乙36の6	乙125、乙178問答24	1,009,523
5		H11. 07. 23	H11. 07. 23	1, 200, 000	60,000	乙13の5	乙	乙6の7	H11. 07. 26		1, 904, 762	95, 238	乙17の1	乙35、乙36の3	乙125、乙178問答24	△704, 762
6		H11. 07. 23	H11. 07. 23	11, 500, 000	575, 000	乙13の6	Н	乙6の8	H11. 07. 26		11, 428, 572	571, 428	乙17の1	乙35、乙36の1	乙125、乙178問答24	71, 428
7		H11. 08. 20	H11. 07. 31	1, 200, 000	60,000	乙13の8	I	乙6の9	H11.08.31		1,000,000	500, 000	乙17の2	乙48の1の1∼3	乙178問答11~15	200, 000
8		H11. 08. 20	H11. 08. 20	2, 200, 000	110,000	乙13の7	乙	乙6の10	H11. 07. 21		1,700,000	85, 000		乙49、乙50	乙177問答15、乙229	500,000
9		H11. 09. 20	H11. 09. 20	19, 900, 000	995, 000	乙13の9	Н	乙6の12	H11.09.21		18, 000, 000	900, 000	乙17の3	乙51の1、乙52の1	∠127	1, 900, 000
	合計			67, 050, 000	3, 352, 500						54, 930, 516	2, 746, 524				12, 119, 484

平成12年9月期

1 14/4 1 4	2 T 5 /1791															
番号	品名	本件各丁 名義口座 入金日	仕入 計上日 (原告)	仕入 計上額 (原告)	仮払消費税 計上額 (原告)	仕入伺書	仕入伺書 担当者	本件機械 印字請求書	本件各丁 名義口座 出金目	本件B仕入先	「B」仕入金 額	左に係る消 費税	振込依頼書	契約書・請求書等	聴取書等	差引仕入 水増し額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12	13	<u>(14)</u>	(15)	16	① (⑤-②)
				円	円						円	円				円
1		H11. 10. 08	H11. 10. 08	2, 200, 000	110,000	乙14の1	乙	乙7の1	H11. 09. 27		1,500,000	75, 000	乙17の4	乙28の1、乙29の1	乙130、乙178問答23	700, 000
2		H11. 10. 25	H11. 10. 25	3, 200, 000	160,000	乙14の2	乙	乙7の2	H11. 10. 19		2, 500, 000	125, 000	乙18の1	乙28の2、乙29の2	乙130、乙178問答23	700,000
3		H11.11.10	H11. 11. 10	19, 500, 000	975, 000	乙14の3	Н	乙7の3	H11.11.11		18, 500, 000	925, 000	乙18の2	乙51の2、乙52の2	乙127	1,000,000
4		H11. 11. 15	H11. 11. 15	3, 700, 000	185, 000	乙14の4	I	乙7の4	H11. 11. 17		3, 200, 000	160, 000	乙18の3	乙53の1の1∼3	乙120	500, 000
5		H11. 12. 08	H11. 12. 08	4, 400, 000	220,000	乙14の5	Н	乙7の5	H11. 12. 02		952, 381	47, 619		乙37、乙38	乙136、乙178問答19	3, 447, 619
6		H12.02.25	H12. 02. 25	2, 300, 000	115,000	乙14の6	Н	乙7の6	H12. 02. 28		2, 100, 000	105, 000	乙18の4	乙30の1、乙123の別紙3・4	乙123	200,000
7		H12.02.25	H12. 02. 25	3, 400, 000	170,000	乙14の7	Н	乙7の6	H12. 02. 28		3, 200, 000	160, 000	乙18の4	乙30の2、乙123の別紙6・7	乙123	200,000
8		H12.02.28	H12. 02. 28	38, 500, 000	1, 925, 000	乙14の8	Н	乙7の7	H12.03.01		38, 000, 000	1, 900, 000	乙18の5	乙51の3、乙52の3	乙127	500, 000
9		H12.04.14	H12. 04. 14	1, 200, 000	60,000	乙14の9	I	乙7の8	H12. 04. 05		900, 000	45,000	乙18の7	乙53の2の1・2、乙54の2	乙120	300,000
10		H12.04.20	H12. 04. 20	7, 350, 000	367, 500	乙14の10	乙	乙7の9	H12.04.21		4, 700, 000	235, 000	乙18の8	乙43、乙44の1、乙45の1	乙128	2,650,000
11		H12.05.25	H12. 05. 25	22,000,000	1, 100, 000	乙14の11	乙	乙7の10	H12. 05. 25		21,000,000	1, 050, 000	乙18の9	乙55の1の1・2、乙56の1	Z121、Z122	1,000,000
12		H12.06.12	H12. 06. 12	2,700,000	135, 000	乙14の12	J	乙7の13	H12. 06. 13		1,000,000	50,000	乙18の11	乙55の2の1・2、乙56の2	乙121、乙122	1,700,000
13		H12.06.15	H12. 06. 15	1, 100, 000	55, 000	乙14の13	乙	乙7の14	H12. 06. 05		400,000	20,000	乙18の10	乙57、乙58		700,000
14		H12.06.15	H12. 06. 15	59, 500, 000	2, 975, 000	乙14の14	乙	乙7の15	H12. 06. 15		52, 500, 000	2, 625, 000	乙18の12	乙31の1、乙32の1	乙117、乙118	7,000,000
15		H12. 07. 25	H12. 07. 25	2,600,000	130,000	乙14の15	Н	乙7の17	H12. 07. 25		2, 500, 000	125, 000	乙18の13	Z59、Z60		100,000
16		H12. 07. 25	H12. 07. 25	3, 800, 000	190,000	乙14の16	Н	乙7の17	H12. 07. 25		3, 700, 000	185, 000	乙18の13	Z59、Z60		100,000
17		H12. 07. 25	H12. 07. 25	6,600,000	330,000	乙14の17	Н	乙7の17	H12. 07. 25		6, 500, 000	325, 000	乙18の13	Z59、Z60		100,000
18		H12. 08. 10	H12. 08. 10	5, 000, 000	250, 000	乙14の18	Н	乙7の18	H12. 08. 04		4, 340, 477	217, 023	乙18の14	乙61、乙62	乙180問答13、乙186	659, 523
19		H12. 09. 20	H12. 09. 20	19,600,000	980, 000	乙14の19	Н	乙7の19	H12. 09. 20		19, 000, 000	950, 000	乙18の15	∠63の1・2、∠64	乙129	600,000
20		H12. 09. 29	H12. 09. 29	14, 730, 000	736, 500	乙14の20	乙	乙7の20	H12. 10. 11		13, 150, 000	657, 500	乙19の2	乙44の2、45の2	乙128	1, 580, 000
	合計			223, 380, 000	11, 169, 000						199, 642, 858	9, 982, 142				23, 737, 142

平成13年9月期

1 794 -	0 0 / 1 / 9 1															
番号	品名	本件各丁 名義口座 入金日	仕入 計上目 (原告)	仕入 計上額 (原告)	仮払消費税 計上額 (原告)	仕入伺書	仕入伺書 担当者	本件機械 印字請求書	本件各丁 名義口座 出金日	本件B仕入先	「B」仕入金 額	左に係る消 費税	振込依頼書	契約書・請求書等	聴取書等	差引仕入 水増し額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	(1)	12	13	(14)	(15)	16	① (5-12)
				円	円						円	円				円
1		H12. 10. 05	H12. 10. 05	6, 500, 000	325, 000	乙15の1	I	乙7の21	H12. 10. 05		6,000,000	300, 000	乙19の1	Z46、Z47	乙177問答17	500,000
2		H12. 10. 20	H12. 10. 20	11, 500, 000	575, 000	乙15の2	乙	乙8の1	H12. 10. 23		3,000,000	150, 000	乙19の3	Z65、Z66	Z187、Z232	8, 500, 000
3		H12. 11. 24	H12. 11. 24	6, 200, 000	310,000	乙15の3	乙	乙8の3	H12. 11. 29		5, 000, 000	250, 000	乙19の4	乙67、乙68	乙180問答7~11	1, 200, 000
4		H12. 11. 30	H12. 11. 30	3, 800, 000	190,000	乙15の4	乙	乙8の5	H12. 11. 30		3, 300, 000	165, 000	乙19の5	乙31の2、乙32の2	Z117、Z118	500, 000
5		H13. 04. 16	H13. 04. 16	4, 300, 000	215,000	乙15の5	Н	乙8の8	H13. 04. 18		3, 700, 000	185, 000	乙19の6	乙69、乙70	乙188	600, 000
6		H13. 04. 20	H13. 04. 20	6,000,000	300,000	乙15の6	乙	乙8の9	H13. 04. 24		2, 500, 000	125, 000		乙55の3の1∼3、乙56の3	乙122	3, 500, 000
7		H13. 04. 25	H13. 04. 25	10, 000, 000	500,000	乙15の7	乙	乙8の10	H13. 04. 26		5, 000, 000	250, 000	乙19の7	乙71、乙72	∠232	5, 000, 000
8		H13. 05. 21	H13. 05. 21	6, 250, 000	312, 500	乙15の8	乙	乙8の11	H13. 05. 22		2,600,000	130, 000		乙55の4の1∼3、乙56の4	∠122	3, 650, 000
9		H13. 07. 27	H13. 07. 27	41, 000, 000	2, 050, 000	乙15の9	乙	乙8の13	H13. 07. 27		36, 000, 000	1,800,000	乙19の10	乙73、乙74		5, 000, 000
10		H13.08.02	H13. 08. 02	2,500,000	125,000	乙15の10	乙	乙8の14	H13. 08. 03		2, 300, 000	115,000	乙19の11	乙75、乙77	乙119、乙178問答18	200, 000
11		H13. 08. 31	H13. 08. 31	21, 000, 000	1, 050, 000	乙15の11	乙	乙8の15	H13. 09. 03		15, 550, 000	777, 500	乙19の13	乙78の1、乙79の1	Z115、Z116、Z228、 Z233	5, 450, 000
12		H13. 09. 05	H13. 09. 05	3, 300, 000	165, 000	乙15の12	乙	乙8の16	H13. 08. 31		950, 000	47, 500	乙19の12	乙80、乙81		2, 350, 000
	合計			122, 350, 000	6, 117, 500						85, 900, 000	4, 295, 000				36, 450, 000

平成14年9月期

1 /4/4 1	4 午 9 月 朔															
番号	品名	本件各丁 名義口座 入金日	仕入 計上日 (原告)	仕入 計上額 (原告)	仮払消費税 計上額 (原告)	仕入伺書	仕入伺書 担当者	本件機械 印字請求書	本件各丁 名義口座 出金日	本件B仕入先	「B」仕入金 額	左に係る消 費税	振込依頼書	契約書・請求書等	聴取書等	差引仕入 水増し額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	(12)	13	<u>(14)</u>	15	16	① (⑤-①)
				円	円						円	円				H
1		H13. 10. 15	H13. 10. 15	19, 500, 000	975, 000	乙16の1	乙	乙8の17	H13. 10. 15		19, 000, 000	950, 000	乙20の1	乙31の4、乙32の4	Z117、Z118	500, 000
2		H13. 11. 30	H13. 11. 30	7, 200, 000	360,000	乙16の2	乙	乙9の1	H13. 11. 30		6, 500, 000	325, 000	乙20の2	乙31の5、乙32の5	Z117、Z118、Z234	700, 000
3		H14. 01. 21	H14. 01. 21	1,800,000	90,000	乙16の3	J	乙9の2	H14.01.21		1, 500, 000	75, 000	乙20の4	乙82		300, 000
4		H14. 02. 14	H14. 02. 14	9, 300, 000	465, 000	乙16の4	乙	乙9の4	H14. 02. 14		6,000,000	300,000	乙20の5	乙83、乙84	乙189	3, 300, 000
5		H14. 03. 29	H14. 03. 29	300,000	15,000	乙16の5	J	乙9の5	H14. 04. 01		300,000	15,000	乙20の6	乙76	乙119、乙178問答18	(
6		H14. 03. 29	H14. 03. 29	800,000		乙16の6	J	乙9の6	H14. 04. 01		500,000	25, 000	乙20の6	∠76	乙119、乙178問答18	300, 000
7		H14. 03. 29	H14. 03. 29	1, 300, 000	65, 000	乙16の7	J	乙9の7	H14. 04. 01		1,000,000	50, 000	乙20の6	∠76	乙119、乙178問答18	300, 000
8		H14. 03. 29	H14. 03. 29	4, 000, 000	200,000	乙16の8	乙	乙9の8	H14. 04. 01		2, 700, 000	135, 000	乙20の7	Z78の2、Z79の2	乙115、乙116、乙233、 乙235	1, 300, 000
9		H14. 03. 29	H14. 03. 29	9, 200, 000	460, 000	乙16の9	乙	乙9の9	H14. 04. 01		5, 800, 000	290, 000	乙20の7	乙78の3、乙79の3	Z115、Z116、Z233、 Z235	3, 400, 000
10		H14. 05. 10	H14. 04. 30	250, 000	12, 500	乙16の10	J	乙9の10	H13. 12. 25		150, 000	7, 500	乙20の3	乙85の3		100, 000
11		H14. 05. 10	H14. 04. 30	250, 000	12, 500	乙16の11	J	乙9の11	H13. 12. 25		150, 000	7, 500	乙20の3	乙85の2		100, 000
12		H14. 06. 10	H14. 06. 10	850, 000	42, 500	乙16の12	Н	乙9の12	H14. 06. 10		700, 000	35, 000	乙20の8	∠86	∠190	150, 000
13		H14. 06. 10	H14. 06. 10	5, 500, 000	275, 000	乙16の13	Н	乙9の13	H14. 06. 10		5, 000, 000	250, 000	乙20の8	∠86	乙190	500, 000
14		H14. 06. 14	H14. 06. 14	2,000,000	100,000	乙16の14	J	乙9の14	H14. 06. 17		1, 500, 000	75, 000	乙20の9	∠87	乙191、乙192、 乙248問答6、8	500,000
15		H14. 06. 20	H14. 06. 20	12, 300, 000	615,000	乙16の15	乙	乙9の15	H14. 06. 20		11,600,000	580, 000	乙20の10	乙118の36枚目	Z118	700, 000
16		H14. 07. 05	H14. 07. 05	10, 300, 000	515, 000	乙16の16	乙	乙9の16	H14. 07. 05		6,000,000	300,000	乙20の11	Z88、Z89		4, 300, 000
17		H14. 07. 31	H14. 07. 31	6,500,000	325, 000	乙16の17	乙	乙9の17	H14. 07. 30		5, 600, 000	280, 000	乙20の12	乙78の4	Z115、Z116	900, 000
18		H14. 09. 12	H14. 09. 12	2, 200, 000	110,000	乙16の18	乙	乙9の18	H14. 09. 13		1, 500, 000	75, 000	乙20の14	乙90、乙91の1	∠193	700, 000
19		H14. 09. 12	H14. 09. 12	3,500,000	175, 000	乙16の19	乙	乙9の20	H14. 09. 13		2, 500, 000	125, 000	乙20の14	乙90、乙91の2	∠193	1,000,000
20		H14. 09. 12	H14. 09. 12	4,700,000	235, 000	乙16の20	乙	乙9の21	H14. 09. 13		4,000,000	200, 000	乙20の13	乙92、乙93		700, 000
	合計			101, 750, 000	5, 087, 500						82, 000, 000	4, 100, 000				19, 750, 000

平成10年9月期

番号	品名	本件各丁 名義口座 入金日	仕入 計上日 (原告)	仕入 計上額 (原告)	仮払消費税 計上額 (原告)	仕入伺書		本件機械 印字請求書	本件各丁 名義口座 出金目	本件B仕入先	「B」仕入金 額	左に係る消 費税	振込依頼書	契約書・請求書等	聴取書等	差引仕入 水増し額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(1)	12	(13)	14)	(15)	16	17 (5-12)
				円	円						円	円				円
1		Н9. 10. 20	Н9. 10. 20	8,000,000	400,000	乙12の1	Н	乙5の1	H9. 10. 24		2,000,000	100,000	乙23の1	乙136の別紙7	乙136、乙178問答19	6,000,000
2		Н9. 11. 10	Н9. 11. 10	6, 900, 000	345, 000	乙12の2	Н	乙5の2	Н9. 11. 05		6,000,000	300,000	乙23の2	乙118の22枚目	乙118	900, 000
3		H10. 03. 16	H10. 03. 16	5, 500, 000	275, 000	乙12の3	乙	乙5の3	H10. 03. 27		2, 857, 143	142, 857			乙247の1、2枚目、乙247	2, 642, 857
4		H10.05.11	H10. 05. 11	1, 700, 000	85, 000	乙12の4	乙	乙5の4	H10.06.30		1,000,000	50,000	乙23の5	乙165	乙178問答11~15	700, 000
5		H10. 05. 19	H10. 05. 19	7, 900, 000	395, 000	乙12の5	Н	乙5の5	H10. 05. 20		7, 300, 000	365, 000	乙23の4			600,000
6		H10. 07. 21	H10. 07. 21	5, 300, 000	265, 000	乙12の6	Н	乙5の6	H10. 07. 23		4, 700, 000	235, 000	乙23の6			600,000
7		H10.08.24	H10. 08. 24	17, 300, 000	865, 000	乙12の7	Н	乙5の7	H10.08.25		16, 500, 000	825, 000	乙23の8			800,000
8		H10. 09. 30	H10. 09. 30	8, 500, 000	425, 000	乙12の8	I	乙5の10	H10. 09. 30		7, 560, 000	378, 000	乙23の11	∠40	乙180問答15、乙195	940, 000
9		H10.09.30	H10. 09. 30	5, 200, 000	260, 000	乙12の9	Н	乙5の11	H10.09.28		4,000,000	200,000	乙23の12			1, 200, 000
	合計			66, 300, 000	3, 315, 000						51, 917, 143	2, 595, 857				14, 382, 857

本件B売上及び本件B仕入の内訳

平成8年9月期

				本任	牛B売上						本件B仕	λ			
番号	建設機械等	本件各丁名 義口座 入金日	本件B売上先	売上金額	左にかかる 消費税	契約書•請求書等	聴取書等	本件各丁名 義口座 出金日	本件B仕入先	仕入金額	左にかかる 消費税	振込依頼書	契約書·請求書等	聴取書等	売買差益
1	2	3	4	5	6	7	8	9	(10)	(1)	12	13	(A)	(15)	(5-(1))
				円	円					円	円				
1		H8. 04. 16		8,000,000	240, 000	乙166の2		H8. 04. 17		5, 600, 000	168, 000	乙21の16	乙167		2, 400, 000
2		H8. 04. 16		22,000,000	660, 000	乙166の2		Н8. 04. 17		17, 000, 000	510,000	乙21の16	∠167		5, 000, 000
3		H8. 05. 13		3, 200, 000	96,000	乙120の別紙1	乙120	H8. 05. 14		4,000,000	120, 000	乙21の20		乙161	△800,000
4		Н8. 05. 15		7, 200, 000	216, 000	乙166の2		Н8. 05. 30		6, 500, 000	195, 000	乙21の23	Z173、Z174	乙162の2、 乙159問答31	700, 000
	合計			40, 400, 000	1, 212, 000					33, 100, 000	993, 000				7, 300, 000

平成9年9月期

一从、	1年9月期	1			(4 p ± 1			1			+/# D //-	1			1
番号	建設機械等	本件各丁名 義口座 入金日	本件B売上先	1	件B売上 左にかかる 消費税	契約書·請求書等	聴取書等	本件各丁名 義口座 出金日	本件B仕入先	仕入金額	本件B仕 左にかかる 消費税		契約書·請求書等	聴取書等	売買差益
1	2	3	4	5	6	7	8	9	(10)	(1)	12	13	(14)	15	(5-(1))
1		Н9. 03. 05		9,000,000	円 270, 000	乙120の別紙2	∠120	Н9. 03. 06		円 5, 000, 000	円 150, 000	乙22の16		乙159問答48、51 乙178問答18	4, 000, 000
2		Н9. 03. 13		7, 300, 000	219, 000		乙168の2、 乙159問答45、 乙196	Н9. 03. 18		2, 000, 000	60, 000	乙22の18		乙169の2、 乙159問答56、 乙197	5, 300, 000
3		Н9. 03. 21		9, 000, 000	270, 000		乙168の2、 乙159問答45、 乙196	Н9. 03. 25		4, 000, 000	120, 000	乙22の20	∠167		5, 000, 000
4		Н9. 05. 12		8, 350, 000	417, 500	乙166の3		Н9. 05. 08		7, 300, 000	365, 000	乙22の27			1, 050, 000
5-1		Н9. 07. 30		8, 000, 000	400, 000	甲46の21の3枚目		Н9. 08. 08		7, 500, 000	375, 000	乙22の40	∠176	乙162の2、 乙159問答31	500, 000
5-2		Н9. 07. 30		8, 500, 000	425, 000	甲46の21の4枚目		Н9. 08. 19		3,000,000	150, 000			乙230、乙238	5, 500, 000
6	<u> </u>	H9. 09. 01	<u> </u>	7, 600, 000	380, 000	乙120の別紙5	∠120	Н9. 09. 02	<u> </u>	6, 000, 000	300,000	乙22の45			1,600,000
7		Н9. 09. 16		7, 400, 000	370, 000		乙168の2、 乙159問答45、 乙196	H9. 09. 04		7, 500, 000	375, 000	乙22の47	乙118の21枚目	∠118	△100,000
	合計			65, 150, 000	2, 751, 500					42, 300, 000	1, 895, 000				22, 850, 000

平成11月9月期

				本任	牛B売上						本件B仕	\			
番号	建設機械等	本件各丁名 義口座 入金日	本件B売上先	売上金額	左にかかる 消費税	契約書·請求書等	聴取書等	本件各丁名 義口座 出金日	本件B仕入先	仕入金額	左にかかる 消費税	振込依頼書	契約書·請求書等	聴取書等	売買差益
1	2	3	4	5	6	7	8	9	(1)	(1)	12	13	(14)	15	(5-(1))
				円	円					円	円				
1		H11. 07. 19		12,000,000	600,000	乙95の2		H11.07.26		8, 380, 952	419, 048	乙17の1	乙35、乙36の4	乙125、乙178問答24	3, 619, 048
2		H11. 07. 19		6,000,000	300,000	乙96の1		H11. 07. 26		6, 666, 667	333, 333	乙17の1	乙35、乙36の2	乙125、乙178問答24	△666, 667
	合計			18, 000, 000	900, 000					15, 047, 619	752, 381				2, 952, 381

本件「B」売上及び本件「B」仕入の内訳

平成12年9月期

1 /*/	12+3/1791	_													
				本位	牛B売上						本件B仕	入			
番号	建設機械等	本件各丁名 義口座 入金日	本件B売上先	売上金額	左にかかる 消費税	契約書・請求書等	聴取書等	本件各丁名 義口座 出金日	本件B仕入先	仕入金額	左にかかる 消費税	振込依頼書	契約書•請求書等	聴取書等	売買差益
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(1)	12	13	<u>(14)</u>	15	(5-(1))
				円	円					円	円				
		H11. 12. 09		1,600,000	80, 000	乙96の3	乙198	H11. 08. 31		1,000,000	50, 000	乙17の2	乙48の2の1∼3	乙178問答11~15	600,000
	2	H12. 04. 06		1, 300, 000	65, 000	乙54の1、乙96の4	∠120	H12. 03. 28		300, 000	15, 000	乙18の6	乙94、乙95	乙177問答12、13、 乙199	1,000,000
	合計			2, 900, 000	145, 000					1, 300, 000	65, 000				1,600,000

平成13年9月期

1 /4/	(10 7 3 71 79)	1						П							
				本位	件B売上						本件B仕	入			
番	子 建設機械等	本件各丁名 義口座 入金日	本件B売上先	売上金額	左にかかる 消費税	契約書·請求書等	聴取書等	本件各丁名 義口座 出金日	本件B仕入先	仕入金額	左にかかる 消費税	振込依頼書	契約書·請求書等	聴取書等	売買差益
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(11)	12	(13)	(14)	15	(5-(1))
				円	円					円	円				
	1	H13. 05. 22		2, 750, 000	137, 500		乙200、 乙201問答13~15	H13. 05. 22		2, 228, 147	111, 407	乙19の8	乙41の1・2、乙42	乙180問答15、乙195	521, 853
	2	H13. 05. 30		1, 250, 000	62, 500	乙96の6	乙201問答5~12、 乙202	H13. 05. 31		1,000,000	50, 000	乙19の9	乙31の3、乙32の3	Z117、Z118	250, 000
	合計			4,000,000	200, 000					3, 228, 147	161, 407				771, 853

平成10年9月期

				本任	牛B売上						本件B仕	入			
番号	建設機械等	本件各丁名 義口座 入金日	本件B売上先	売上金額	左にかかる 消費税	契約書・請求書等	聴取書等	本件各丁名 義口座 出金日	本件B仕入先	仕入金額	左にかかる 消費税	振込依頼書	契約書•請求書等		売買差益
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(11)	12	13	(A)	15	(5-(1))
				円	円					円	円				
1		H10. 07. 24		4,000,000	200, 000	乙170		H10. 07. 28		3, 900, 000	195, 000	乙23の7	∠204	乙159問答59	100, 000
2		H10. 09. 21		18, 000, 000	900, 000		∠203	H10. 09. 24		9, 000, 000	450, 000	乙23の10		乙159問答59、 乙178問答25、 乙230、乙231	9, 000, 000
3		H10. 09. 25		2, 500, 000	125, 000	乙135の別紙1	∠135	H10. 09. 18		2,000,000	100, 000	乙23の9	乙171	乙249問答6~8	500,000
	合計			24, 500, 000	1, 225, 000					14, 900, 000	745, 000				9,600,000

本件部品仕入等の内訳

平成8年9月期

番号	計上目	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
1	Н8. 06. 25	部 品 費		円 1, 200, 000	円 36, 000	乙3の29、乙106の別紙1
2	Н8. 06. 30	販売手数料		500, 000	15,000	乙3の31、乙106の別紙2
			合計	1,700,000	51,000	

番号	計上目	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
				円	円	
1	Н8. 10. 21	部 品 費		2,000,000	60,000	乙4の1、乙106の別紙3
2	Н8. 12. 25	販売手数料		200, 000	6,000	乙4の9、乙106の別紙4
			合計	2, 200, 000	66, 000	

平成11年9月期 別表3-3

. , , -						7
番号	計上日	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
				円	円	
1	H11. 02. 19	外 注 費		1, 150, 000	57, 500	乙6の3、乙106の別紙7
2	H11. 07. 30	外 注 費		200,000	10,000	乙6の4、乙106の別紙8
3	H11. 09. 10	部 品 費		1,000,000	50,000	乙6の11、乙106の別紙9
	•	•	合計	2, 350, 000	117, 500	

平成12年9月期 別表3-4

番号	計上目	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
				円	円	
1	H12. 06. 09	直接運賃		300, 000	15, 000	乙7の12、乙106の別紙10
2	H12. 06. 15	部 品 費		1,070,000	53, 500	乙7の11、乙106の別紙11
3	H12. 07. 05	部 品 費		300, 000	15, 000	乙7の16、乙106の別紙12
			合計	1,670,000	83, 500	

平成13年9月期 別表3-5

番号	計上日	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
				円	円	
1	H12. 10. 31	部 品 費		1,000,000	50,000	乙8の2、乙106の別紙13
2	H12. 11. 30	部品費		800,000	40,000	乙8の4、乙106の別紙14
3	H12. 12. 15	部 品 費		800, 000	40,000	乙8の6、乙106の別紙15
4	H13. 03. 30	部品費		500,000	25, 000	乙8の7、乙106の別紙16
5	H13. 05. 31	直接運賃		485, 000	24, 250	乙8の12、乙106の別紙17
			合計	3, 585, 000	179, 250	

平成14年9月期 別表3-6

番号	計上目	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
				円	円	
1	H14.01.31	外 注 費		500,000	25, 000	乙9の3、乙106の別紙18
2	H14. 09. 20	外 注 費		300, 000	15, 000	乙9の19、乙106の別紙19
			合計	800,000	40,000	

<u>平成10年9月期</u> 別表3-7

番号	計上日	勘定科目	品名	金額	消費税 相当額	請求書
				円	円	
1	H10.08.31	部 品 費		1,000,000	50,000	乙5の8、乙106の別紙5
2	H10. 08. 31	外 注 費		700, 000	35, 000	乙5の9、乙106の別紙6
			合計	1, 700, 000	85,000	

課税処分経過表 (法人税)

		確定申告	修正申告	更正処分等	更正処分等	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		(期限内)	平成10年3月30日	平成15年11月28日	平成15年12月16日	平成15年12月18日	平成16年1月20日	平成16年4月20日	平成16年5月12日	平成17年4月27日
	所 得 金 額	150, 039, 475	H	267, 399, 721		Н				267, 399, 721
	課税留保金額	18, 742, 000		_						_
平成8年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_		6, 600, 000						_
	納付すべき税額	35, 935, 200		80, 711, 000						78, 071, 000
	重 加 算 税			15, 669, 500						14, 745, 500
	所 得 金 額	99, 621, 356	99, 857, 432	263, 645, 178		263, 645, 178				263, 645, 178
	課税留保金額	8, 211, 000	8, 233, 000	_		_				_
平成9年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_	_	7, 300, 000		7, 300, 000				_
	納付すべき税額	8, 329, 600	8, 420, 300	71, 937, 500		71, 937, 500				69, 017, 500
	重 加 算 税			22, 228, 500		22, 228, 500	全部取消し	棄却	全部取消し	21, 206, 500
	所 得 金 額	48, 176, 093		46, 690, 633		46, 690, 633	土印収行し	来小	土印収行し	
	課税留保金額	2, 349, 000		_		_				
平成10年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_		2, 850, 000	全部取消し	2, 850, 000				全部取消し
	納付すべき税額	▲ 1, 559, 600		▲ 1, 211, 700		▲ 1, 211, 700				
	重 加 算 税			119, 000		119, 000				
	所 得 金 額	39, 899, 625		51, 887, 550		51, 887, 550				51, 886, 815
	課税留保金額	8, 577, 000		_		_				_
平成11年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_		2, 600, 000		2, 600, 000				_
	納付すべき税額	4, 935, 500		9, 253, 700	1	9, 253, 700	,			8, 213, 300
	重 加 算 税			1, 508, 500		1, 508, 500				1, 144, 500

⁽注) 「納付すべき税額」欄の▲印を付した金額は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税処分経過表(法人税)

		確定申告	修正申告	更正処分等	更正処分等	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		(期限内)	平成10年3月30日	平成15年11月28日	平成15年12月16日	平成15年12月18日	平成16年1月20日	平成16年4月20日	平成16年5月12日	平成17年4月27日
	所 得 金 額	41, 401, 465	Ħ	54, 951, 515		54, 951, 515				55, 035, 240
	課税留保金額	6, 102, 000		_		_				_
平成12年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_		3, 640, 000		3, 640, 000				_
	納付すべき税額	4, 988, 200		9, 899, 000		9, 899, 000				8, 468, 200
	重 加 算 税			1, 718, 500		1, 718, 500				1, 218, 000
	所 得 金 額	20, 025, 300		53, 867, 226		53, 867, 226				53, 858, 286
	課税留保金額			_		_				_
平成13年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_		6, 350, 000	全部取消し	6, 350, 000	全部取消し	棄却	全部取消し	_
	納付すべき税額	▲ 1, 293, 600		11, 399, 000		11, 399, 000				8, 856, 300
	重 加 算 税			4, 441, 500		4, 441, 500				3, 549, 000
	所 得 金 額	45, 715, 195		57, 707, 890		57, 707, 890				57, 708, 790
	課税留保金額	10, 444, 000		_		_				_
平成14年9月期	使途秘匿金の 支 出 の 額	_		3, 800, 000		3, 800, 000				_
	納付すべき税額	11, 230, 100		15, 303, 300		15, 303, 300				13, 783, 600
	重 加 算 税			1, 424, 500		1, 424, 500				892, 500

⁽注) 「納付すべき税額」欄の▲印を付した金額は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税処分経過表(消費税及び地方消費税)

		確定申告	修正申告	更正処分等	更正処分等	更正処分等	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		(期限内)	平成10年3月30日	平成10年3月31日	平成15年11月28日	平成15年12月16日	平成15年12月18日	平成16年1月20日	平成16年4月20日	平成16年5月12日	平成17年4月27日
	課税標準額	4, 342, 314, 000	4, 342, 314, 000		4, 382, 714, 000		, m				4, 382, 714, 000
平成8年9月	納付すべき 消費税額	▲ 11, 819, 199	▲ 11, 375, 211		▲ 1, 776, 711						▲1,776,711
課 税 期 間	納付すべき 地方消費税額										
	重 加 算 税				3, 356, 500						2, 351, 500
	課税標準額	4, 527, 578, 000	4, 527, 784, 000	4, 527, 784, 000	4, 592, 934, 000		4, 592, 934, 000				4, 592, 934, 000
平成9年9月		▲ 18, 364, 899	▲ 17, 156, 145	▲ 17, 156, 145	▲ 1, 356, 145		▲ 1, 356, 145			-	▲ 1, 356, 145
課 税 期 間	納付すべき 地方消費税額	▲ 3, 645, 823	▲ 3, 645, 823	▲ 3, 651, 126	▲ 1, 997, 626		▲ 1, 997, 626				▲ 1, 997, 626
	重 加 算 税				6, 107, 500		6, 107, 500	A +0.75 NV)	≠ +n	平成16年5月12日	4, 321, 000
		3, 705, 105, 000			3, 729, 605, 000		3, 729, 605, 000	全部取消し	棄却	全部取得し	3, 729, 605, 000
平成10年9月		19, 527, 600			23, 227, 600	全部取消し	23, 227, 600				23, 227, 600
課税期間	納付すべき 地方消費税額	803, 300			1, 728, 300		1, 728, 300				1, 728, 300
	重 加 算 税				1, 617, 000		1, 617, 000				933, 500
	課税標準額	2, 904, 242, 000			2, 922, 242, 000		2, 922, 242, 000				2, 922, 242, 000
平成11年9月	納付すべき 消費税額	▲ 14, 159, 900			▲ 10, 711, 900		▲ 10, 711, 900				▲ 10, 711, 900
課 税 期 間	納付すべき 地方消費税額	▲ 4, 338, 228			▲ 3, 476, 300		▲3, 476, 300				▲ 3, 476, 300
	重 加 算 税		[(h/ h h h h h h h h h		1,505,000		1,505,000				942, 000

(注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の▲印を付した金額は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税処分経過表 (消費税及び地方消費税)

		確定申告	修正申告	更正処分等	更正処分等	更正処分等	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		(期限内)	平成10年3月30日	平成10年3月31日	平成15年11月28日	平成15年12月16日	平成15年12月18日	平成16年1月20日	平成16年4月20日	平成16年5月12日	平成17年4月27日
	課税標準額	3, 123, 516, 000	Ħ	H	3, 126, 416, 000		3, 126, 416, 000				3, 126, 416, 000
	納付すべき 消費税額	▲ 11, 580, 070			▲ 2, 474, 070	▲ 2, 474, 070					
課税期間	納付すべき 地方消費税額	▲ 2, 896, 145			▲ 619, 645		▲ 619, 645				▲ 619, 645
	重 加 算 税				3, 983, 000		3, 983, 000				1, 962, 000
	課税標準額	2, 798, 697, 000			2, 802, 697, 000		2, 802, 697, 000			全部取消し	2, 802, 697, 000
	納付すべき 消費税額	▲ 9, 306, 671			▲ 4, 109, 271	全部取消し	▲ 4, 109, 271	全部取消し	棄却		▲ 4, 109, 271
課税期間	納付すべき 地方消費税額	▲ 2, 390, 099			▲ 1, 090, 749	土印取行し	▲ 1, 090, 749		来如	土印取付し	▲ 1, 090, 749
	重 加 算 税				2, 271, 500		2, 271, 500				1, 388, 500
	課税標準額	2, 818, 347, 000			2, 818, 347, 000		2, 818, 347, 000				2, 818, 347, 000
平成14年9月		▲ 19, 944, 302			▲ 15, 842, 302		▲ 15, 842, 302				▲ 15, 842, 302
課税期間	納付すべき 地方消費税額	▲ 5, 126, 582			▲ 4, 101, 082		▲ 4, 101, 082				▲ 4, 101, 082
	重 加 算 税				1, 792, 000		1, 792, 000				947, 000

⁽注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の▲印を付した金額は、還付金の額に相当する税額を示す。

被告主張額の内訳表 (法人税)

項目	事業 ^在	F度	平成8年9月期	平成9年9月期	平成11年9月期
申	告 所 得 金 額	1)	円 150, 039, 475	円 99, 857, 432	円 39, 899, 625
	本 件 機 械 仕 入 (本準備書面別表 2 - 1 ~ 2 - 3)	2	119, 824, 757	166, 472, 569	12, 119, 484
	本 件 部 品 仕 入 等	3	1, 700, 000	2, 200, 000	2, 350, 000
加算	(第1準備書面別表3-1~3-3) 本 件 B 売 上 (本準備書面別表3-1~3-3) 本 件 B 仕 入	4	40, 400, 000	65, 150, 000	18, 000, 000
•	本 件 B 仕 入 (本準備書面別表 3 - 1 ~ 3 - 3)	(5)	△33, 100, 000	△42, 300, 000	△15, 047, 619
減算の	運送費の損金算入額(第1準備書面別表5-1~5-3)	6	△42 , 039	△844, 947	△551,971
内訳	振込手数料の損金算入額(被告第1準備書面別表6-1~6-3)	7	△21,500	△32, 700	△6, 700
	消費税精算損失(別表4)	8	$\triangle 5, 735, 663$	$\triangle 10, 565, 056$	$\triangle 3, 466, 767$
	事業税の損金算入額	9	0	△14, 083, 400	0
	交際費等の損金不算入額	10	0	0	0
	交際費等の損金算入額	(11)	0	0	0
差 (引 増 加 所 得 金 額 ② ~ ⑪ の 計)	12	123, 025, 555	165, 996, 466	13, 396, 427
所	得額合計(①+②)	13	273, 065, 030	265, 853, 898	53, 296, 052
	課税標準額 (⑬の千円未満切捨て)	14)	273, 065, 000	265, 853, 000	53, 296, 000
	⑭のうち 800万円以下の金額		8, 000, 000	8, 000, 000	8, 000, 000
	④のうち800万円を超える金額	16	265, 065, 000	257, 853, 000	45, 296, 000
	⑤に対する税率	17)	28%	28%	25%
	16に対する税率	18	37. 5%	37.5%	34. 5%
法	15に対する税額(15×17)	19	2, 240, 000	2, 240, 000	2,000,000
人	16に対する税額 (16×18)	20	99, 399, 375	96, 694, 875	15, 627, 120
税額	所得金額に対する法人税額 (⑲+⑳)	21)	101, 639, 375	98, 934, 875	17, 627, 120
の計算	課税留保金額に対する税額 (申告額)	22	1, 874, 200	821, 100	857, 700
算	課税留保金額に対する税額 (加算額又は減算額)	23	△1, 874, 200	△821, 100	△857,700
	課税留保金額に対する税額 (②+③)	24)	0	0	0
	法人税額計(②+②)	25)	101, 639, 375	98, 934, 875	17, 627, 120
	控除所得税額	26	891, 359	845, 690	541, 189
	中間申告書に係る中間納付額	27)	20, 552, 200	28, 243, 600	8, 386, 100
	納付すべき法人税額 (35-36-37)	28	80, 195, 800	69, 845, 500	8, 699, 800
本の	件 各 法 人 税 更 正 処 分 後納 付 す べ き 法 人 税 額	29	78, 071, 000	69, 017, 500	8, 213, 300
(注	 「△」は減算を示す。 				

- (注1) 「△」は減算を示す。
- (注2) ⑭欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (注3) 9欄及び20欄の税率について、平成8年9月期及び平成9年9月期の税率は、平成10年法律第24号による改正前の法人税法66条1項及び2項所定の法人税率、平成11年9月期の税率は、法人税法66条1項及び2項所定の法人税率である。
- (注4) 劉欄の金額は、国税通則法119条1項により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (注5) 22欄の金額は、裁決により一部取り消された後のものである。

被告主張額の内訳表 (法人税)

	事業年		亚出19年0月期		亚比14年0月期
項目			平成12年9月期	平成13年9月期	平成14年9月期
申	告 所 得 金 額	1	円 41, 401, 465	20, 025, 300	45, 715, 195
-1.	本 件 機 械 仕 入	2			
	(本準備書面別表 2 - 1 ~ 2 - 3) 本 件 部 品 仕 入 等	4	23, 737, 142	36, 450, 000	19, 750, 000
	(第1準備書面別表3-1~3-3)		1, 670, 000	3, 585, 000	800, 000
加算	本 件 B 売 上 (本準備書面別表3-1~3-3) 本 件 B 仕 入	4	2, 900, 000	4, 000, 000	0
ず・減	(本準備書面別表3-1~3-3)	(5)	△1,300,000	△3, 228, 147	0
算の	運 送 費 の 損 金 算 入 額 (第1準備書面別表5-1~5-3)	6	△414, 647	0	0
内訳	振込手数料の損金算入額(被告第1準備書面別表6-1~6-3)	7	△12,800	△9, 500	△9, 700
	消費税精算損失(別表4)	8	$\triangle 10,053,515$	$\triangle 4, 456, 882$	△4, 100, 485
	事業税の損金算入額	9	△1, 318, 600	△1, 308, 900	△3, 247, 900
	交際費等の損金不算入額	10	2, 000, 000	200, 000	注2
)/:	交際費等の損金算入額	(11)	△2, 000, 000	△200,000	注2
差 (引 増 加 所 得 金 額 ② ~ ⑪ の 計)	12	15, 207, 580	35, 031, 571	13, 191, 915
所	得金額合計(①+⑫)	13	56, 609, 045	55, 056, 871	58, 907, 110
	課税標準額 (⑬の千円未満切捨て)	<u>(14)</u>	56, 609, 000	55, 056, 000	58, 907, 000
	⑭のうち 800万円以下の金額		8,000,000	8, 000, 000	8, 000, 000
	⑭のうち 800万円を超える金額	16	48, 609, 000	47, 056, 000	50, 907, 000
	⑤に対する税率	17)	22%	22%	22%
	⑥に対する税率	18)	30%	30%	30%
法	⑤に対する税額(⑥×⑰)	19	1, 760, 000	1, 760, 000	1, 760, 000
人	⑯に対する税額 (⑯×⑱)	20	14, 582, 700	14, 116, 800	15, 272, 100
人税額	所得金額に対する法人税額 (19+20)	21)	16, 342, 700	15, 876, 800	17, 032, 100
の計算	課税留保金額に対する税額 (申告額)	22	610, 200	0	1, 044, 400
异	課税留保金額に対する税額 (加算額又は減算額)	23)	△610, 200	0	△1, 044, 400
	課税留保金額に対する税額 (②+③)		0	0	0
	法人税額計(②+②)	25)	16, 342, 700	15, 876, 800	17, 032, 100
	空除所得税額		741, 545	836, 624	623, 405
	中間申告書に係る中間納付額	27)	6, 660, 700	5, 824, 400	2, 265, 300
	納付すべき法人税額 (②-②-②)	28)	8, 940, 400	9, 215, 700	14, 143, 300
本の	件各法人税更正処分後納付すべき法人税額	29	8, 468, 200	8, 856, 300	13, 783, 600

- (注1) 「 \triangle 」は減算を示す。
- (注2) 平成14年9月期の⑩欄及び⑪欄の金額は、本準備書面第2、12(2)イ記載の「百数十万円」で
- (注3) ⑭欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (注4) ⑩欄及び⑩欄の税率について、平成8年9月期及び平成9年9月期の税率は、平成10年法律第24号による改正前の法人税法66条1項及び2項所定の法人税率、平成11年9月期の税率は、法人税法66条1項及び2項所定の法人税率である。
- (注5) 図欄の金額は、国税通則法119条1項により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (注6) 22欄の金額は、裁決により一部取り消された後のものである。

被告主張額の内訳表 (消費税等)

項目	課税其	朋間	平成8年9月	平成9年9月	平成10年9月	平成11年9月
			課税期間	課税期間	課税期間	課税期間
			円	円	円	円
	確定申告額又は修正申告額	1	4, 342, 314, 000	4, 527, 784, 000	3, 705, 105, 000	2, 904, 242, 000
	(うち税率3%適用分)	2	(1, 342, 314, 000)	(2, 855, 135, 391)	(595, 077, 884)	(153, 615, 939)
	(うち税率4%適用分)	3	(0)	(1, 672, 319, 208)	(3, 110, 028, 907)	(2, 750, 627, 811)
課税標準	本 件 B 売 上 (本準備書面別表 3 - 1 ~ 3 - 3 、 3 - 6)	4	40, 400, 000	65, 150, 000	24, 500, 000	18, 000, 000
標準	加 (本準備書面別表 3 - 1 ~ 3 - 3 、 3 - 6) 算 (うち税率3%適用分)	(5)	(40, 400, 000)	(25, 300, 000)	(0)	(0)
額	(うち税率4%適用分)	6	(0)	(39, 850, 000)	(24, 500, 000)	(18, 000, 000)
	消費税の課税標準額(①+④)	7	4, 382, 714, 000	4, 592, 934, 000	3, 729, 605, 000	2, 922, 242, 000
	(うち税率3%適用分:②+⑤)	8	(4, 382, 714, 000)	(2, 880, 735, 000)	(595, 077, 000)	(153, 615, 000)
	(うち税率4%適用分:③+⑥)	9	(0)	(1, 712, 199, 000)	(3, 134, 528, 000)	(2, 768, 627, 000)
	税標準額に対する消費税額 (うち税率3%適用分:®×3%)	10	(131, 481, 120)	(86, 422, 050)	(17, 852, 310)	(4, 608, 450)
	(うち税率4%適用分:⑨×4%)	11)	(0)	(68, 487, 960)	(125, 381, 120)	(110, 745, 080)
	計 (⑩+⑪)	12	131, 481, 420	154, 910, 010	143, 233, 430	115, 353, 530
	確定申告額等	13	141, 644, 631	169, 713, 155	122, 673, 943	114, 107, 469
	(うち税率3%適用分)	14)	(141, 644, 631)	(88, 214, 690)	(1, 486, 121)	(1, 374, 277)
l [(うち税率4%適用分)	15	(0)	(81, 498, 465)	(121, 187, 522)	(112, 733, 192)
控除対象仕入税額	本 件 機 械 仕 入 加 (本準備書面別表 2 - 1 ~ 6 - 1 ~ 6 - 3)	16	△8, 515, 500	△13, 967, 000	△2, 652, 000	△2, 682, 000
ター ター	加 (本準備書面別表 2 - 1 ~ 6 - 1 ~ 6 - 3) 算 (う ち 税 率 3 % 適 用 分)	17)	$(\triangle 8, 515, 500)$	(△8, 727, 000)	(0)	(0)
仕	・減 (うち税率4%適用分)	18	(0)	(△5, 240, 000)	$(\triangle 2, 652, 000)$	$(\triangle 2, 682, 000)$
税額	算 本 件 部 品 仕 入 等 の (第1準備書面別表3-1、10-1~10-3)	19	△51,000	△66, 000	△68,000	△94, 000
	内訳 (うち税率3%適用分)	20	(△51,000)	(△66, 000)	(0)	(0)
	(うち税率4%適用分)	21)	(0)	(0)	(△68, 000)	(△94, 000)
	計 (13+16+19)	22	133, 078, 131	155, 680, 155	119, 953, 943	111, 331, 469
貸	倒れに係る消費税額	23)	0	0	51, 873	40, 194
((うち税率3%適用分)	24)	(0)	(0)	(51, 873)	(40, 194)
((うち税率4%適用分)	25	(0)	(0)	(0)	(0)
差	引消費税額(⑫-②-③)	26)	△1, 596, 711	△770, 145	23, 227, 600	3, 981, 800
中	間 申 告 書 に 係 る 納 付 税 額	27)	0	0	0	14, 645, 700
納付	寸 す べ き 消 費 税 額 (🕸 — 🗇)	28	△1, 596, 711	△770, 145	23, 227, 600	△10, 663, 900
本の	件 各 消 費 税 等 更 正 処 分 後 納 付 す べ き 消 費 税 額	29	△1,776,711	△1, 356, 145	23, 227, 600	△10, 711, 900
地方	消費税の譲渡割の額税標準となる消費税額 (⑪- (⑮-⑱-②) -⑳)	30	0	△7, 770, 505	6, 913, 500	787, 800
地力	ī 消 費 税 の 譲 渡 割 額 (⑩ × 2 5 %)	31)	0	△1, 942, 626	1, 728, 300	196, 900
譲	渡割の中間納付額	32)	0	0	0	3, 661, 200
納尓	ナすべき地方消費税額(⑩-ᡂ)	33	0	△1, 942, 626	1, 728, 300	△3, 464, 300
本の注	納付すべき地方消費税額	34)	0	△1, 997, 626	1, 728, 300	△3, 476, 300

- (注1) 「 \triangle 」は減算を示す。
- (注2) 「税率3%適用分」とは、消費税法29条(平成6年法津109号による改正前のもの)所定の税率(100分の3)が適用される資産の譲渡等又は課税仕入れに係るものをいい、「税率4%適用分」とは、消費税法29条所定の税率(100分の4)が適用される資産の譲渡等又は課税仕入れに係るものをいう
- (注3) ⑦欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (注4) ④欄ないし③欄及び③欄ないし⑤欄の金額は、平成8年9月課税期間及び平成9年9年課税期間が修正申告、平成10年9 月課税期間及び平成11年9月課税期間が確定申告の金額である
- (注5) ②欄の金額は、国税通則法119条1項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。ただし、③欄の金額の百円未満の端数を切り捨てるについては、国税通則法基本通達第119条関係の1の取扱による。
- (注6) ③欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。
- (注7) ❷欄、❷欄、③欄及び3欄の△印を付した金額は、還付金の額に相当する消費税等の額を示す。

被告主張額の内訳表 (消費税等)

項目	課税期	朋間	平成12年9月 課税期間	平成13年9月 課税期間	平成14年9月 課税期間
× F	,		円	円	円
	確 定 申 告 額	1	3, 123, 516, 000	2, 798, 697, 000	2, 818, 347, 000
	(うち税率3%適用分)	2	(41, 475, 324)	(41, 475, 324)	(41, 175, 324)
	(うち税率4%適用分)	3	(3, 082, 041, 199)	(2, 757, 222, 174)	(2, 776, 872, 969)
課税標準額	本 件 B 売 上 m (本準備書面別表 3 - 4 、 3 - 5)	4	2, 900, 000	4, 000, 000	0
標準	[算] (うち税率3%適用分)	(5)	(0)	(0)	(0)
額	(うち税率4%適用分)	6	(2, 900, 000)	(4, 000, 000)	(0)
	消費税の課税標準額(①+④)	7	3, 126, 416, 000	2, 802, 697, 000	2, 818, 347, 000
	(うち税率3%適用分:②+⑤)	8	(41, 475, 000)	(41, 475, 000)	(41, 475, 000)
	(うち税率4%適用分:③+⑥)	9	(3, 084, 941, 000)	(2, 761, 222, 000)	(2,776,872,000)
課	税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額(うち税率3%適用分:⑧×3%)	10	(1, 244, 250)	(1, 244, 250)	(1, 244, 250)
	(うち税率4%適用分:⑨×4%)	11)	(123, 397, 640)	(110, 448, 880)	(111, 074, 880)
	計 (⑩+⑪)	12	124, 641, 890	111, 693, 130	112, 319, 130
	確 定 申 告 額 等	13	135, 626, 911	120, 682, 314	131, 564, 141
	(うち税率3%適用分)	14)	(1, 239, 740)	(988, 047)	(682, 224)
l utu	(うち税率4%適用分)	15	(134, 367, 171)	(119, 694, 267)	(130, 881, 917)
控除:	本件機械仕入	16	△8, 935, 200	△4, 894, 000	△4, 070, 000
対象	加 (本 準 備 書 面 別 表 6 - 4 ~ 6 - 6) (う ち 税 率 3 % 適 用 分)	17)	(0)	(0)	(0)
仕	(うち税率4%適用分)	18	(△8, 935, 200)	(△4, 894, 000)	(△4, 070, 000)
控除対象仕入税額	() 5 祝 率 4 % 適 用 分) 算 本 件 部 品 仕 入 等 の (第1 準備書面別表 1 0 - 4 ~ 1 0 - 6)	19	△66, 800	△143, 400	△32,000
帜	内 (うち税率3%適用分)	20	(0)	(0)	(0)
	(うち税率4%適用分)	21)	(△66, 800)	(△143, 400)	(△32, 000)
	計 (⑬+⑯+⑲)	22	126, 624, 911	115, 644, 914	127, 462, 141
貸	倒れに係る消費税額	23)	236, 249	157, 487	699, 291
	(うち税率3%適用分:⑧×3%)	24)	(0)	(2, 176)	(0)
	(うち税率4%適用分:⑨×4%)	25)	(236, 249)	(155, 011)	(699, 291)
差	引消费税額(⑫-唿-颂)	26	△2, 219, 270	△4, 109, 271	△15, 842, 302
中	間 申 告 書 に 係 る 納 付 税 額	27)	242, 800	0	0
納	付すべき消費税額(30-20)	28	△2, 462, 070	△4, 109, 271	$\triangle 15, 842, 302$
本の	件 各 消 費 税 等 更 正 処 分 後 納 付 す べ き 消 費 税 額	29	△2, 474, 070	△4, 109, 271	△15, 842, 302
地力	5消費税の譲渡割の額税標準となる消費税額 (⑪- (⑮-®-⑳) -⑳)	30	△2, 223, 780	△4, 362, 998	△16, 404, 328
地	方消費税の譲渡割額(⑩×25%)	31)	△555, 945	△1, 090, 749	△4, 101, 082
譲	渡割の中間納付額	32	60, 700	0	0
納	付すべき地方消費税額(③一②)	33	△616, 645	△1, 090, 749	△4, 101, 082
本の	件 各 消 費 税 等 更 正 処 分 後 納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	34)	△619, 645	△1, 090, 749	△4, 101, 082
(注					

- (注1) 「△」は減算を示す。
- (注2) 「税率3%適用分」とは、消費税法29条(平成6年法律109号による改正前のもの)所定の税率(100分の3)が適用される資産の譲渡等又は課税仕入れに係るものをいい、「税率4%適用分」とは、消費税法29条所定の税率(100分の4)が適用される資産の譲渡等又は課税仕入れに係るものをいう。
- (注3) ⑦欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
- (注4) 図欄の金額は、国税通則法119条1項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。ただし、図欄の金額の百円未満の端数を切り捨てるについては、国税通則法基本通達第119条関係の1の取扱による。
- (注5) ③欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。
- (注6) ◎欄、◎欄、③欄及び3欄の△印を付した金額は、還付金の額に相当する消費税等の額を示す。

過少申告加算税相当金額一覧表

●法人	、税	1	2	3	4	(5)	6=5-3	7=5-1	8 a	9 b	$8 \times 10\%$	$9\times5\%$	a + b
		確定申告額	修正申告	一回修正額差額	更正処分	残仮払税額	A	В	10%課税対象	5%追加課税対象	a 税額	b税額	過少申告加算税額
35期	∼H8/9	56, 487, 400			98, 623, 200	42, 135, 800	42, 135, 800	0	42, 130, 000	0	4, 213, 000	0	4, 213, 000
36期	∼H9/9	36, 573, 200	36, 663, 900	90, 700	97, 351, 800	60, 778, 600	60, 687, 900	24, 205, 400	60, 680, 000	24, 200, 000	6, 068, 000	1, 210, 000	7, 278, 000
37期	∼H10/9	16, 772, 300			16, 772, 300	0	0	0	0	0	0	0	0
38期	∼H11/9	13, 321, 600			16, 599, 400	3, 277, 800	3, 277, 800	0	3, 270, 000	0	327,000	0	327, 000
39期	∼H12/9	11, 648, 900			15, 128, 900	3, 480, 000	3, 480, 000	0	3, 480, 000	0	348,000	0	348, 000
40期	∼H13/9	4, 530, 800			14, 680, 700	10, 149, 900	10, 149, 900	5, 619, 100	10, 140, 000	5, 610, 000	1, 014, 000	280, 500	1, 294, 500
41期	∼H14/9	13, 495, 400			16, 048, 900	2, 553, 500	2, 553, 500	0	2, 550, 000	0	255, 000	0	255, 000
		152, 829, 600	36, 663, 900	90, 700	275, 205, 200	122, 375, 600	122, 284, 900	29, 824, 500	122, 250, 000	29, 810, 000	12, 225, 000	1, 490, 500	13, 715, 500
		_	_	_	_	_			_	_	_	_	
●消費	税	1)	2	3	4	5	6=5+3	⑦=⑥-50万	8 a	9 b	®×10%	9×5%	a + b
		確定申告額	修正申告	修正額差額	更正処分	残仮払税額	Α	В	10%課税対象	5%追加課税対象	a 税額	b 税額	過少申告加算税額
35期	∼H8/9	-11, 819, 199	-11, 375, 211	443, 988	-1, 776, 711	9, 598, 500	10, 042, 488	9, 542, 488	9, 590, 000	9, 540, 000	959, 000	477, 000	1, 436, 000
36期	∼H9/9	-22, 010, 722	-20, 807, 271	1, 203, 451	-3, 353, 771	17, 453, 500	18, 656, 951	18, 156, 951	17, 450, 000	18, 150, 000	1, 745, 000	907, 500	2, 652, 500
37期	∼H10/9	20, 330, 900			24, 955, 900	4, 625, 000	4, 625, 000	0	4, 620, 000	0	462,000	0	462,000
38期	∼H11/9	-14, 836, 928			-10, 527, 000	4, 309, 928	4, 309, 928	3, 809, 928	4, 300, 000	3, 800, 000	430,000	190, 000	620, 000
39期	∼H12/9	-14, 415, 515			-3, 033, 015	11, 382, 500	11, 382, 500	10, 882, 500	11, 380, 000	10, 880, 000	1, 138, 000	544, 000	1, 682, 000
40期	∼H13/9	-11, 696, 770			-5, 200, 020	6, 496, 750	6, 496, 750	5, 996, 750	6, 490, 000	5, 990, 000	649, 000	299, 500	948, 500
41期	111.4./0												
II 1331	∼H14/9	-25, 070, 884			-19, 943, 384	5, 127, 500	5, 127, 500	4, 627, 500	5, 120, 000	4, 620, 000	512,000	231, 000	743, 000

※38期40期の⑤数値については実質納税の際100円の位以下切捨てた。よって実残仮払税額は58,993,600円となる。

●法人	、事業税	1	2	3	4	5	6=5	7=5-1	8 a	9 b	®×10%	$9\times5\%$	a + b
		確定申告額	修正申告	修正額差額	更正処分	残仮払税額	A	В	10%課税対象	15%課税対象	a 税額	b 税額	過少申告加算金額
35期	∼H8/9	17, 717, 600			31, 823, 300	14, 105, 700	14, 105, 700	0	14, 100, 000	0	1, 410, 000	0	1, 410, 000
36期	∼H9/9	11, 687, 600			31, 376, 300	19, 688, 700	19, 688, 700	8, 001, 100	19, 680, 000	8, 000, 000	1, 968, 000	400,000	2, 368, 000
37期	∼H10/9	5, 465, 600			5, 287, 300	0	0	0	0	0	0	0	0
38期	~H11/9	4, 068, 500			5, 397, 900	1, 329, 400	1, 329, 400	0	1, 320, 000	0	132, 000	0	132, 000
39期	∼H12/9	3, 698, 000			5, 019, 700	1, 321, 700	1, 321, 700	0	1, 320, 000	0	132, 000	0	132, 000
40期	~H13/9	1, 645, 900			4, 906, 700	3, 260, 800	3, 260, 800	1, 614, 900	3, 260, 000	1, 610, 000	326, 000	80, 500	406, 500
41期	~H14/9	4, 112, 200			5, 277, 200	1, 165, 000	1, 165, 000	0	1, 160, 000	0	116, 000	0	116, 000
		48, 395, 400	0	0	89, 088, 400	40, 871, 300	40, 871, 300	9, 616, 000	40, 840, 000	9, 610, 000	4, 084, 000	480, 500	4, 564, 500